

第9回教育委員会定例会会議録

平成23年9月27日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		米田雅子
	委員		中村雅子
	委員		嵐山光三郎
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		兼松忠雄
	教育庶務課長		武川芳弘
	学校指導課長		渡辺秀貴
	生涯学習課長		小林孝司
	給食センター一所長		村山幸浩
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		窪田香

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。先週、市教委訪問で伺った小学校では、言葉を大切にし、豊かに表現する児童の育成を研究主題として校内研究を進めていました。大切な視点だと思いました。先日公表された文化庁の国語に関する世論調査では、ら抜き言葉や形容詞の語幹を使う言い方に注目が集まったようですが、「言葉の使い方に関心がある」と答えた人が81.1%と過去最高だったことも報道されていました。

この夏、愛媛県松山市で行われた俳句甲子園では、これまでで最高のエントリーがあり、14回目を迎える今大会で初めてスローガンがつけられたと聞きました。そのスローガンは「言葉の力を信じて」だったそうです。

これから、平成23年第9回教育委員会定例会を開催します。

本日の会議録署名委員を中村委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 本日の審議案件のうち、議案第24号、第28期国立市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、並びに行政報告第11号、国立市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱についての2件は、いずれも人事案件ですので秘密会としますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、審議に入ります。



○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 最初に、教育長報告をお受けいたします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、8月23日の第8回定例会以降の教育委員会の主な活動内容についてご報告申し上げます。

8月24日水曜日に、NHK事業部との共催による文化芸術講演会「空海と密教絵画」を開催いたしました。当日は、冒頭で佐藤委員長よりごあいさつをいただいております。

8月25日木曜日、東京都市町村教育委員会連合会の第2回理事会と第1回理事研修会が開催され、佐藤委員長が出席されました。

8月28日日曜日に国立市総合防災訓練が開催されまして、教育委員会職員も多数参加したところでございます。

8月29日月曜日、8月18日の一小、五小を皮切りに、小学校5年生の野外体験教室を実施していましたが、二小、八小の最後の学校がこの日をもって野外体験教室を無事終了いたしております。すべての学校で無事に小学5年生の野外体験教室が終了いたしました。

9月1日木曜日から、2学期が始業しております。

9月2日金曜日には、2学期の給食が開始されております。

同日、給食センターで献立作成委員会を開催いたしました。

また、同日より、国立市議会第3回定例会が開会されております。

9月3日土曜日に、国立市民体育祭総合開会式が、国体準備で床がリニューアルされました市民総合体育館において開催されました。

9月6日火曜日、校長会を開催いたしました。

9月9日金曜日に、国立市議会の全員協議会が開催されております。案件は、住民訴訟、損害賠償請求事件並びに公金支出差し止め等請求事件の判決確定に伴う訴訟提起を内容としたものでございました。

9月10日土曜日に、第二中学校におきまして、道徳授業地区公開講座が開催されました。

9月12日月曜日、国立市議会の総務文教委員会が開催されました。総務文教委員会におきまして、平成22年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について、報告説明を行ったところでございます。

同日より9月16日まで、第一中学校が京都・奈良へ修学旅行を実施しております。

9月13日火曜日、給食センター物資納入登録業者選定委員会並びに公民館運営審議会を開催いたしました。

9月15日木曜日、校長会、図書館協議会、体育指導委員会を開催しております。

9月20日火曜日には、社会教育委員の会を開催いたしました。

9月21日水曜日、第四小学校を市教委訪問しております。

同日、国立市議会第3回定例会が最終を迎えたところでございます。

教育長報告は以上でございます。

続きまして、東京電力の福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対応のその後につきまして、状況をお話しさせていただきます。

まず、市立小中学校の空間放射線の線量測定でございますが、7月に引き続きまして、シンチレーション式サーベイメーターによる測定を行っております。第2回を8月24日から31日に、第3回を9月13日から22日に測定いたしました。第2回、第3回の測定結果については、資料1のとおりでございます。0.1という数字が出ているところがございますが、比較的どこも健康等に心配のない値となっております。今後も状況に応じて1カ月ごとに測定していく予定でございます。

続きまして、学校プールの放射性物質の測定でございますが、水泳指導の後半に当たります8月15日、25日に、全市立小中学校のプール水を採取し、分析機関へ送付しております。検査結果は、放射線ヨウ素・セシウムとも、資料2のとおり不検出でございました。

続いて、学校給食食材の放射性物質の測定でございますが、野菜サンプリングの測定結果を行っております。資料3にございますように、今回はキャベツ、群馬県産でございます。それから、群馬県産のニラでございます。そして、茨城県産のレンコンの3品の放射性物質の測定を行いましたが、下段にあるように、すべて不検出ということになっております。

牛乳の測定結果につきましては、東毛酪農農業協同組合における自社検査が8月23日に行われておりまして、これにつきましても、ヨウ素・セシウムとも不検出という結果になっております。

また、給食物資の9月使用予定分の産地について、別添のとおり確認をいたしまして、学校、保護者へ通知したところでございます。

それから、市内生産野菜の測定結果につきましては、資料4にございますとおり、8月13日、国立市内の農家におきまして測定をしておりまして、これもヨウ素・セシウムとも不検出ということでございました。

なお、牛肉については、国立市の学校給食では使用していないところでございます。

次に、市内土壌の放射性物質測定につきましてでございますが、市内5カ所の土壌放射性物質の測定、定点サンプリング測定を行っておりまして、学校は第二小学校を定点地点として実施しておりま

す。資料5にございますとおり、若干のセシウムが検出されておりますが、これも問題のない値だということでございます。

以上でございますが、上記につきましてはホームページに掲載するとともに、学校や給食センターから保護者に情報提供しているところでございます。

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対応の状況については以上でございます。教育長報告と合わせてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告並びに放射能対応についても合わせてご報告をいただきました。ご意見、ご感想などございましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 それでは、今、教育長から報告がありました、8月24日から9月21日までの事業の中で、私が参加させていただいた9月10日の二中の道徳授業地区公開講座のご報告と、9月21日の四小の市教委訪問に関して、簡単にご報告いたします。

9月10日の二中の道徳。これは各学年、1年、2年、3年、それぞれ同じテーマで同じ資料を使ってやっておりました。1年生は、「江戸しぐさ」ということを資料として取り上げて、他人を思いやる心を育てるという授業でございました。

ただし、これは後で保護者の方から意見が出まして、同じ学区の四小でもこの「江戸しぐさ」を教材として取り上げていたけれども、そういう連絡を考えると、もう1つこの資料に関して問題があったのではないかというようなご意見が出ていました。先生方としては、同じ資料を取り上げるにしてもやはり小学生の場合と中学生の場合は取り上げ方を変えているということをやっていたらというふうに思います。そして、道徳教育の場合に、自分が考え、そして友達と意見を話し合い、そしてそういうことを発表するというようなやり方も含めて、小学校とはやはりやり方が違うということがありますので、その辺のところは保護者に誤解がないように、その質問が出たときにご報告いただけたらよかったですと思います。中学生の場合には、人に対する思いやりということも含めて、それでは江戸時代の町人社会なので、どうしてこのような仕草が生まれてきたのかということも含めて考えさせると、中学生の「江戸しぐさ」の学習になったのではと思いました。

それから、2年生は職場体験を控えて、礼儀の意義ということで、あいさつが大事で、そして人間関係の大切さ、さらには自分を客観視するというのをテーマにして、実際に職場体験をしたときに受けたさまざまな話が載っておりました。職場体験、子どもたちが初めて、社会のことを職場体験によって学ぶわけですが、その中で一番基本的な大事な何かということを確認させるというのが、やはり時宜にふさわしいテーマだったと思います。

それから、3年生は、受験を控えて、よりよく生きる。そして、基本は何のために勉強するのか。特に数学力とは何だろうというテーマでやっておりました。子どもたちは受験を控えて、ある意味、義務的な感じで勉強しているわけですが、そうではなくて、勉強するというのは、本当は自分を高めるとか、それから勉強自身が楽しいとか、それから自分自身をその次の段階に進めるための1つの方法として勉強するというのがあるのだということを、ここでしっかり考えさせるということが大事だったということで、このテーマを取り上げたと思います。受け持ちの先生は、中3になると子どもたちが活発な意見を言うということがなかなか難しいというような状況の中で、事前にかなり細かなアンケートをとっておきまして、そしてそれによってその発言の少ないのをカバーして、クラス

の人たちがどういったことを考えているのかということを引き出していた。そういったところに非常に工夫があったと思います。そして、結論としては、数学力だけではなくて、人とのコミュニケーション能力や発想力など、そういったことも含めて学ぶということの意味を考えさせていたと思います。そういう意味で、その年代にふさわしい教材で、しかも子どもたちが自分の考え方を発言したり、それからアンケートに書いたりして、それをもとにクラスの考え、そしていろいろな人がさまざまな考え方をしているということを学ばせたということで、大変どの学年も活発な授業になっていたと思います。

その後、講演会がございまして、八王子の小学校の校長で前島俊寛先生ということで、この先生は二中の校長先生の井手先生が、道徳教育の指導に大変影響を与えられた先生だということで、道徳教育の大事さということを非常に、ご自分の体験からくる話で、そういう意味では非常に説得力のある話をしてくださりました。

まず最初に、道徳教育の大切さというのは4つの観点があって、1つは、自分とは何かということ深く考えさせる。それから、自分と友達との関係がどうあるべきか。それから、さらに進んで、自分と社会との関係をどうすべきか。そして、さらには4つ目の観点として、人権問題に関する考え方をきちんとつけさせる。こういう4つの観点を出されて、そしてその中でご自分がやっていらした実例として、自分が教えた卒業生が後で先生に手紙をくださったということがあります。その子どもは「中学校のときの道徳の資料というのが、自分にとって非常に役に立っていて、そして自分が生きることを考えたり、それからどう仕事を選んでいくかということに関しても、その道徳の資料を読んだことが今になって非常に役に立っている」という手紙をくれて、そういったことから、やはり道徳授業の場合には、その資料の持っている力ということが非常に大きく、そして、教育というのはすぐに結果が出るものではなく、非常に長い間かかってさまざまな影響を子どもに与えるということから、その道徳授業の資料の選択ということに心を配ってほしいという形でまとめられました。保護者の方もたくさん残って、その先生の講演を聞いていらしたと思います。

次に、9月21日水曜日、四小の市教委訪問がございました。あいにく台風が接近しておりまして、朝からかなりの雨が降っていて、その結果、お昼の給食が終わって、それで子どもたちを帰すということで、午後の研究授業はカットという短縮の形で行われました。四小は人権教育をずっとやっていて、校長先生の田原先生が、学校方針ということ、そして、今の学校の現状ということ、非常に詳しく、最初にお話ししてくださりました。そして、自分の体験から、この人権尊重の教育とさらに連動して言語活動というものを子どもたちに活発にさせたいということで、話す、それから書く。そして、それ以前に人と人とが交流する大切さ。そういったものを教えたいというお話がありました。そして、実際に朝の会などで田原先生がお話しすると、子どもの話の聞き方が非常に上手になって、話し手のほうを見てきちんと反応して、そして聞くようになってきているというお話がありました。

それから、そこで出た話としては、四小の場合には、子ども一人一人のきめ細かい対応ということ、かなり心がけていらっしゃるということで、例えば不登校のお子さんの場合に、あるお子さんは保健室登校をしていると。そうすると、養護教員の方がそのお子さんに対応して、そして楽しくそこで過ごして帰っているような状態があるとか、保護者の方がお子さんと一緒に登校して、そして別の部屋でいつも見守っているというような状況もあるということで、不登校の解決はなかなか難しいですけども、子どもと保護者と、そして先生との関係を非常に密にすることによって、何とか一歩でも前に進みたいというお話をなさっていました。

そういうことで、非常に校長先生の細かい配慮というものを含めて、一人一人の子どもを大事にし、そして一人一人の子どもの成長に力を入れているというお話がありました。

2時間目から授業を拝見しましたが、それぞれの先生は、授業改善の意識というものを非常に自覚的にあらわしていらして、そして、四小の場合には、大型テレビの効果的活用ということで、ことし転任していらした先生がそれをどう使うかということも含めて、皆さんに指導しているという状況がありました。

実際にその先生の授業では、算数でしたけれども、子どもが書いたノートをカメラで撮って大型モニターに映して、こういう考え方で解く方法もある。そして、また別の子のノートを映して、また違う解き方もあるということで、子どもの効果、関心を高める。そういうところでうまく使っていってしゃるなと思いました。

さらに、国語の先生で、漢字のへんをつくりを組み合わせて、どういう字になるかというときにも、うまくそのカメラと大型モニターを使って、子どもたちは非常に楽しそうに授業をしていました。

それから、言語活動をやるということで、展示物の中に、書く力をつけさせたいということで、「校庭を見て」という、短い作文を子どもたちが書いて張っていました。3行、4行ぐらいの非常に短いものですが、そういったことを実際に自分が見て、それを表現するということを訓練することによって、書く力ということがだんだん身についていくという効果をねらったことだと思います。

授業以外にも、例えば保健室なども養護教員の方が非常にきれいに、清潔に、そして明るい雰囲気につくってましたし、図書館の展示物も図書先生が展示の仕方、さらには子どもたちが興味を持つような工夫をかなりしっかりしていただいていると思います。

そういうことで、四小は、保健室や図書館の展示も含めて、非常に明るい、そして優しい雰囲気になった学校になっていると思って帰ってまいりました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 今、米田委員が、非常に詳細な報告をしてくださったので、少しだけ補足させていただきます。

私は9月10日の道徳授業地区公開講座では、3年生の授業をずっと見させていただきました。いつも学校訪問では5分～6分ずつ次々と回るのですけれども、やはり授業は初めから終わりまで展開を見ることも必要ではないかと思ってそうしました。なぜ数学を勉強するかということで、英語の先生が授業をされていました。数学力とは何かというのを、「ドラゴン桜」というテレビドラマにもなった漫画で大学教授が語ったものを素材にして、生徒たちがいろいろと話し合った結果を小さいホワイトボードに書いて黒板に出すという工夫のされた授業でした。

ただ、私がやはり残念に思ったのは、なぜ数学をやるのかという問いに対して、面白いからとか、楽しいからなど書いた班は1つもなかったことです。印象に残ったのは、「問題を解けないと思って、だけどあきらめないで取り組むと解けたりする。だから、あきらめないで取り組むことが大事だということを学ぶために数学をやっているのだ」というようなことを書いた生徒がいたことでした。でも、それは副産物といいますか、難しいけれども頑張ったらできたという達成感からますます勉強する気になるかもしれませんが、やはり授業の内容、数学そのものの魅力で子どもたちを教えるほし

いですし、そこを中学校の先生たちには改めて考えていただきたいと思いました。はっきり言ってしまうと、つまらない数学も我慢してやればいいことがあるのですということを道德の時間に教えるということではないように希望します。

ですが、この授業でとてもよかったのは、そこに理科の先生がいらして、担任の英語の先生が、「先生は何で理科の先生になったのですか」と聞いたら、その先生が、「何か疑問を持ったときに、理科というのは実際にもものを使って試したり実験をしたりして、自分なりに結論を出すことができる。その実際のもを対象としてやるのがとても自分は面白かったから理科の先生になった」という話をされたことです。大学教授の書いた「数学力とは何か」という教材からも子どもたちは学んだと思いますが、身近にいる理科の先生が「具体的なものを通して実験して考えることが楽しかった」という、それも非常に教育的にはよかったのではないかと、そして、例えば、先生たちが本音で、なぜ自分は英語の先生になったのか、英語は何が面白いのか、いや、数学はこんなことだというのを生徒の前でいろいろ議論したりするのがとてもいいのではないかと、と思いました。そういう点では、とてもいい授業であったと思います。

21日には市教委学校訪問で四小に伺いました。先ほど米田委員がおっしゃったように、人権尊重教育の研究をされていた実績、そして言葉を大切にという田原校長先生の方針が廊下の掲示物などにも本当に行き届いて、思いが伝わるような、そういう中で子どもたちが教育を受けていることが感じられました。不登校の子どもに対する対応も非常にきめ細やかで、校長先生が本当によく事情をわかっていらっしゃるし、さまざまな形で援助していらっしゃるがよくわかりました。

たまたま台風の日で、研究授業の前に学校訪問が終わりましたが、本当に雨が激しいときには今帰っていいのかと少し心配もしました。ちょうど子どもたちが帰る時間には、雨足も弱まってよかったと思いました。

しかし、震災のときの対応でも、むしろ学校にいたほうがよかったという例もあって、その場に応じた現場の判断ということが改めて大事であると感じました。

2つほど補足として教えていただきたいのですが、小学校5年生野外体験教室のことと、それからもう1つは、9月12日月曜日、国立市議会総務文教委員会で点検・評価報告書が報告されているわけですが、それを受けて、この総務文教委員会ではどのような議論がされたのかを教えていただけたらと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 質問が2点出ました。初めに、小学校5年生野外体験教室についてのお話をお願いします。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 概要でよろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【渡辺学校指導課長】 集団宿泊によって望まれている教育効果をねらって、5年生で2泊3日、主に自然体験を中心とした集団宿泊生活を行い、6年生の2泊3日日光移動教室につなげていくということで、現在は清里をホームグラウンドといいますか、ベースにしなが、酪農体験をしたり、登山の体験をしたりということで、先ほど教育長のほうからご報告がありましたように、2校ずつすべての学校で、実施しているところです。

○【佐藤委員長】 では、兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 ただいま中村委員からご質問がありました点検・評価報告書の報告についての総務文教委員会での議論ということですが、懇談会での報告を予定しておりましたけれども、概略報告を教育庶務課長のほうからさせていただきます。

○【中村委員】 簡単で結構ですので。

○【武川教育庶務課長】 簡単でよろしいですか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 平成23年9月12日に開催されました、第3回市議会定例会の総務文教委員会におきまして、平成22年度実施事業分報告書として報告を差し上げました。

報告事項としましては、重点的な取り組み等についての記載方法の変更ということでお話を差し上げました。その後、総務文教委員会の委員の方から意見としまして、狭義の教育委員会活動について、評価ということではなくて、教育委員の方たちの視点が報告書に入れればいいということが1点あり、また、報告書については、単年度だけではなく、長期的な視点を設けることが必要ではないかということがありました。

それから、質疑については、数値にあらわれない内容、質についてできるだけ押さえていくことが大事である。適応指導教室「さくら」の児童、生徒に対する対応についてはどうなのか。問題行動の把握のためのアンケートの実施方法についてはどのように行ったのか。学校評価委員の選任方法についてはどうなのか。給食費の収納率についてはどうなのか。「国立お話の会」の小中学校における実施状況について。そして、親の経済状況と子どもの教育活動の関係について、どのように分析をされているかということの質問がありました。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ご報告いただきました。よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、私も感想等を申し上げたいと思います。

教育長報告でお話をいただきました、文化芸術講演会ですが、芸術小ホールに多くの方の参加をいただきました。東京国立博物館の平成館で開催された「空海と密教美術展」ですが、こちらは先日閉幕しましたけれども、会期中55万人という多くの来場者があったと新聞に載っておりました。事務局には、国立市においても市民の方々に文化芸術に触れる機会を設定しているということの周知に努めていただきたいと思います。また、市民の方々にも、このような機会をぜひ利用していただきたいと思います。

それから、東京都市町村教育委員会連合会の理事会の研修会についてですが、こちらは、「学校教育の現状と新たな教育課題の対応について」のお話をさせていただきましたので、要点を絞ってお伝えしたいと思います。

主に5点お話がありました。1点目はサービス事故について。特に情報の紛失が27%を占めるということで、サービス事故のさらなる防止のための注意徹底をお願いしたいということでした。

2点目は、小中幼保の連携について。幼保、それから小中高の連携、接続が非常に大事であるということで、接続する校種の教育を、まず先生方が理解することが大事であり、どういう指導、教育をしてきたのかを理解して次へつなげる。そういった努力が大切であるということでした。

また、9年間で子どもたちをどう育てるかという視点が大切であるというお話がありました。先生方の交流、そして校種間の役割をしっかりと理解することが大事であるということでした。

3点目は、大量退職の中で、新規採用教員の育成について。

4点目は、学力調査についてお話がありました。

そして、最後の防災教育については、かなり時間を割いてお話がありました。防災教育については3.11以降、東京都も大きな課題としてとらえているということでした。きょういただいた「とうきょうの教育」の小学校版、中学校版にもかなり大きく誌面を割いて扱われています。このときも、「安全管理にとどまるのみならず、この防災教育というのは、どういう子どもに育てたいかという教育の問題である」というお話がありました。特に具体的に避難訓練については、東京都の学校、それから被災地の学校での状況についても触れて、その中で学校内に加えて、校外学習の想定。それから、帰宅困難の想定等も、これから考えていかなければいけないということでした。

これについては、あとで学校指導課にお伺いしたいと思いますけれども、防災教育については、学校や地域での防災教育の重要性が再認識されています。この防災教育については、知識だけではなくて、子どもたちに生きる姿勢を与える教育の重要性も指摘されていると思います。自然災害に向き合う中で、主体的に命を守り抜くという意志、それから判断と行動が大事であるということだと思います。

4月に各課の施策の中で、学校指導課長が課題の1つに、「震災時の児童・生徒の安全確保の体制整備について」ということをお話しされました。その中で避難訓練の見直し、あるいは校長の統率による組織的な速やかな集団避難体制を確立したい等のお話もありました。

避難訓練は、体験的で実践的なものが必要だと思いますし、当然、3.11以降何らかの工夫とありますが、改善の余地がどこの学校でもあったかだと思います。避難訓練、それから学校でのマニュアル等については、各学校でかなり検討が進んでいるという報道も見ます。帰宅困難になった場合の児童の引き渡しのあり方等も、新聞・雑誌等で随分扱われていると思います。すべてを網羅するマニュアルなり訓練なり、完璧なものは確かにあの大きな地震を考えると難しいものがあることはだれもが感じていると思いますけれども、そうした状況であっても、学校がいかに具体的に、一歩でも二歩でも子どもたちの安全を守るために努力をしているということに保護者や地域の方は期待していると思いますし、目に見える改善を望んでいると思っていますので、避難訓練、それから引き渡しについて、具体的に進んだところがあれば、お話を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 4月にお話をさせていただいてから、各学校が、まず生活指導部を中心に避難訓練計画の見直しを図りました。従来ですと、4月は大体、火災を想定するような避難訓練が行われているのが実情でしたが、やはり地震が起きたときどのようにしていくかということから出発して、年間の計画を見直していただいたところでもあります。

現在はその計画に従って、学校で考え得るさまざまな状況を想定して、毎月1回安全指導として行っています。9月については引き渡しの訓練を行う学校が多くありまして、この引き渡しの仕方につきましても、3.11以降の状況を想定してカード形式にすることや、事前に家庭にどのように引き渡しをしたらいいかを調査する等、さまざまな情報を収集した中で学校が工夫を進めているという報告を今受けているところです。

学校指導課として非常に課題になっていくであろうということで、校長会と相談していることに、

万が一のときの情報通信がまひしてしまうということがありまして、そのときに学校がどのような判断をしていくかという大きな課題が残っていますので、ある程度共通した対応ができるような指針をつくらうということで、「学校防災対応手順資料作成プロジェクト」というものを今立ち上げております。校長会、副校長会、それから生活指導主幹、小中各1名ずつ。それに事務局、学校指導課の私たちが参加して、さまざま想定できる状況を出し合いながら、そのとき学校はどうするべきかということについて対応する手順を明確にするような資料を今作成しているところであります。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。東京都では、11月に防災対応指針を発表すると聞いておりますし、また文科省でも学校向けの津波・地震対応の緊急マニュアルを作成して、年内に各学校に配付する方針を発表したということです。こちらを受けて、対応をお願いしたいと思います。

また、今プロジェクトのお話が出て、非常にありがたいと思いました。こうしたことを進めているということを含めて、変更点などがありましたら、しっかり保護者に伝わる努力をお願いしたいと思います。

それから、二中の道徳授業地区公開講座と、四小の市教委訪問について簡単に感想を申し上げたいと思います。

二中の道徳の授業では、講師の先生のお話で2点、印象に残ったことがありました。道徳の授業は積み上げることが大切であるということと、大人が子どもに本気を伝えることが必要であるということが心に残りました。

それから、道徳の授業を見ていて、よりよい道徳の授業にしていくためのきっかけは授業の中にかくさんあると思いました。先ほど中村委員が先生の説話というのでしょうか、お話をされましたが、また、児童・生徒の発言の中にも、道徳の授業を深めていくきっかけがたくさんあるのではということを含めて、今回改めて思いました。

それから、四小の市教委訪問では、ほかの委員もおっしゃっていらっしゃいましたが、生活指導や学習習慣をつけるために、非常に先生方が粘り強く丁寧に指導を続けていただいていると思いました。また、これは小中学校ともにですが、学校に何うとあいさつをする児童・生徒がとても多いことが本当にうれしく思っています。

また、後日、研究授業を見てまいりましたので、その感想をお話したいと思います。四小は、小学校4年生の授業でした。子どもたちが話をしっかり聞けることにとっても驚きました。それから、最後までペンを走らせている一生懸命な姿がとても偉いなと思いました。四小では、東北に被災地支援で養護の先生が行かれているということもあって、その養護の先生がいらっしゃる被災地の学校の小学校4年生に、自分たちのお薦めの本を文にして紹介したものを送るという授業をしていました。相手のあることですので、この先の展開はわかりませんが、子どもたち一人一人が悩みながら被災地の子どもたち、相手のことを考えて紹介したい本を見つけたことを本当に褒めてあげたいと思いましたし、またそれを言葉にして伝えることに挑戦した子どもたちがすてきななと思いました。また、こうした教材の設定も、子どもたちの実態や置かれている状況をよく把握して、自分の学校の子どもだけではなく、被災をした子どもたちの状況も考慮した上で、子どもたちの言語力を伸ばす、それから思いやりの心も含めてそういった力を伸ばすということをも目指した授業でした。本当に日ごろから子どもたちに愛情をもって力を伸ばそうとしている、それゆえの研究授業であったのではないかとこの感想を持ちました。

以上です。ほかにはよろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 原発の事故に伴う放射能対応についての詳細な報告をいただきました。とてもありがたいと思います。国立市は非常によくやっているほうであると私は思っています。

2つありまして、1つは、前回の定例会のときに、補助金を申請して給食の食材を測定にかけるということでしたが、その結果はいつ出るのか、その見通しや進展があれば教えていただきたいと思います。

もう1つは、データの読み方です。細かいデータですし、0.1ならいいのかななど、多分、「すぐには健康に問題がない」というところで、とりあえずは安心できるようなデータが出ています。ですけども、教育関係者を含めて私たち大人は、放射能汚染に対する理解度、リテラシーといいますか、読み解く力はやはり十分でないと思います。

「原発安全神話」ということがいわれますけれども、例えば、専門家が言うから大丈夫だろうとか、きちんと政府が監督しているから大丈夫だろうとか、そういうような判断をゆだねないで、自分でこのデータを見てという判断するのかという力を、それぞれの大人がつけることが重要だと思います。残念ながら、教育関係者の中にそういう理解が不足していたということはあると思います。

例えば、福島県で公立高校の合格発表の日に雨が降っていました。その雨の日にそれぞれの県立高校の発表が掲示板に載るのを見に行くと、残念ながら被曝をした高校生が少なからずいます。親たちは、あのとき雨の中を行かせるのではなかったと言っています。もし、もう少し福島県の教育委員会がこのことについて真剣に考えていたら、実際に行かなくてもインターネットや、電話でもファクスでもいいのですから、子どもたちが外に出ないでも結果がわかるような対策ができたはずで、学校関係者には、通常どおりにやるのが震災に負けないことなのだという、そのような雰囲気があります。もちろん負けないで通常どおりにやったらいいことと、通常どおりではいけないということがやはりあって、率直に、私たちを含めて関係者の認識を問わなければならないし、原子力についてこれだけの原子力発電所を抱えている国だったということ、改めて認識しなければいけないと思います。

ですから、私としては測定された数値を親たちが見て、「はい、大丈夫ですよ」だけではなくて、では、なぜこの数値が大丈夫なのか、本当に納得するための学習の機会というのをぜひつくってほしいと思います。1つは、学校を預かる校長先生方、副校長先生方がこのデータを見て、これはこういうことだと読み解いて親御さんたちに説明ができるのかどうか、その理解度ということ。大丈夫と言っているのだから大丈夫ですよではなくて、本当に読んで、ある程度の確信を持っておっしゃることができるかという点では、私は、ある一部の専門家ではなくて、これはともに学ぶべきいい機会、それこそPTAというのはParent-Teacherですから、保護者と先生方、校長先生も含めて、この数字はどう読むのかなど、本当に勉強していただけたらいいと願っています。

以前でしたらば、おそらくこういうときには、PTA連合会としての学習会などをやったのではないかと思うのですが、今は残念ながら、多くの学校が参加しているP連という存在が非常に弱体化してしまって、市民団体などが自主的に開く学習会に、その情報を得た人が参加するという形にならざるを得ません。ただ、協力できるところは協力し合って、各学校でも先生と親がともに学んで納得するとか、あるいはもっとわかりたいとか、ともに学ぶいい機会ではないかと思います。この事故が起こったのは残念ですが、親と教師は責任を持って学び合いながら子どもに対する責任を果たしていくということをぜひ実現して欲しいと思っています。

例えば、資料の4ページの下のほうですが、備考の記入は、放射性物質の測定検査を実施している自治体のホームページから中心に引用しているということです。群馬県の場合の「検出せず」は、定量下限値が、ヨウ素が20ベクレル、セシウムと区別して書いてありますが、次の埼玉県は、定量下限値が20ベクレル。では、これはヨウ素なのか、セシウムも20ベクレルということでやっているのかということを見て少し疑問に思うわけです。そういうことを、例えば校長先生が疑問に思ったら、こちらのほうから埼玉県に、これはセシウムとヨウ素合わせて20ベクレルですかとか、きちんとしたことを納得してわかりたいということで、聞く必要があります。ホームページに書いてありただけではなくて、どのような判断でこのホームページがあるのかということにも踏み込んで、給食センターのほうでもぜひやっていただきたいと思います。

私もこの3月以降、今まで本当に読んだこともない本を一生懸命読んでいますけれども、なかなかやはり自分だけではわからない、さまざまな不安を持ち寄りながら、本当に大人としての責任を果たしていく、その場所の1つとして学校というのはやはり大事なところだと思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 質問が2点ということでしょうか。

○【中村委員】 はい。そうです。

○【佐藤委員長】 では、放射能測定器の補助金申請後について、村山給食センター所長、お願いします。

○【村山給食センター所長】 前回の本委員会でもご報告してございます、東京都の消費者行政活性化交付金というものがあまして、前回では8月12日に追加希望で出したところいう経過でございました。

その後、9月16日に東京都のほうで会議がありまして、実際の市の窓口は市民協働推進課でして、そちらの担当者が出席いたしました。

その際、希望した内容につきましては、交付対象と認められるということで、今後、本申請するよりの説明がありまして、10月5日までに本申請をするということで、今、事務を進めております。

残念ながら、その後のことにつきましては、まだ情動的には把握していないのが正直なところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 それでは、2点目の「放射能に関する学習の機会」ということについてですが、こちらは給食センターでしょうか、学校指導課でしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 では、補足します。お母さんたちからもいろいろと話を聞くことがあるのですが、ある小学校では、親たちが自分たちで測定器を買って調べたいというような動きがあったときに、「それぞれの学校ではかっても、そのデータをどのように扱うのか、やはりわからないのではないですか」と校長先生に言われて、とてもがっかりしたという話を聞きました。そういうことも念頭にあって、本当にわからないところと一緒にやっていきたいと思いますということ。もちろんそれは、PTAでそういう測定器を買う買わないとかではなく、だれが買うにしても、データを一緒に勉強していきましょうと、わからないところも多いけれども一緒にやっていきたいと思います、その校長先生にはおっしゃってほしかったということも含めて、一緒に取り組むということです。「はかっても、お母さんたちわかりますか」みたいな、とても残念な発言だったと聞いています。

○【佐藤委員長】 では、渡辺学校指導課長お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 管理職を中心に学校の教員に、この放射線量にかかわる知識や理解を深めることと、それから今言われたリテラシーについても、身につけていく機会として、東京都がこの10月に2回ほど、管理職・教員向けの研修会を急遽行うことになりました。全学校11校から1名から2名が必ず参加するように、今、調整をして申し込みしているところです。また、国としては全国の医師会と共同で、教育委員会の事務局関係者を対象に、全国向けに、やはり研修会を今度静岡で開催するというので通知が参りまして、本市も事務局から参加する予定で今計画を立てております。まずそこから身につけてきたものを各学校の教員のほうに広め、そして、PTAとも連携をして、理解を少しずつですが深めていくという体制には、今向かっているという報告をさせていただきます。

○【中村委員】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

○【佐藤委員長】 放射能の検査機器については、種類によって精度もかなり異なつて、また精度や調査の方法によつて、さまざま数値が変つる場合もあると聞きます。それから種類によつては、食品の検査に適さないものもあるというようなさまざまな報道があります。今後の研修等も含めて、慎重に進めていただければと思ひます。

以前、中村委員から、PTAとしてほかの学校と情報を共有して助け合つていく体制が弱くなつてゐるという意見がありました。今もそのようなことをおしやつたのではと思つたのですが、そのあたりの状況を、今事務局はどのように把握しているか、お伺ひしたいと思ひます。聞かれた方の中には、そのあたりに問題があるのかと心配をされる保護者もいらつしやるかもしれませんので、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

渡辺学校指導課長

○【渡辺学校指導課長】 校長とPTA等関係者の連絡会を開催してゐまして、その会の目的は、子どもの健全育成、あるいは防犯等についての安全と安心を確保するための情報交流を中心にして実施してゐます。

その中で、放射能のことについても、教育委員会のほうから資料提供させていただき、学校間で共通理解できることについて進めてゐるということが今現状としてあります。その席上で、やはり中村委員がお話しされたように、各校の取り組みにとどまるのではなく、やはり全市で共通の認識を持つて、このようなことに当たつていくことが必要だという話題も出ておりました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 校長、PTA会長の連絡会については、任意団体ということで発足したということは聞いております。もともと今、課長がおしやつたように、健全育成、安心・安全ということで、防犯を中心に情報交換をしてゐました。因らずも、今度の放射能については子どもたちの安心・安全にかかわることですので、その範疇でおやりになつてゐることと思ひます。もちろんそういった連絡は必要であるとしても、私が申し上げてゐるのは、親同士、PTA同士がきちんと各学校の状況を交流し合つたりするということです。例えば、国立市は前から教育予算が少ないと言われていて、私もPTAのことによつとにかかわつてきましたけれども、子どもが学校に入つてPTAとしてまず何を学んだかという、国立市は教育費にあまりお金をかけていないということでした。それを繰り返して、繰り返し聞かされて、要望書を出しても、お金がないという返事を何回も聞かされながらも、それで

もこれだけということ各学校が話し合いながら、共通の課題が見えてきたらそれに取り組んできました。学校給食の牛乳瓶の問題にしてもそうでしたし、学校給食をセンターではなく自校給食にということ話し合っていたときにも、一遍に自校式にできないとしたら、例えば四小や一小などの遠いところからでも取り組み始めた上でやっていくということまでも親たちは自主的に話し合っていました。そういうような組織、PTAが、ひとつふたつ抜けるというようにして弱くなってしまったのは、やはりこういう全市的に一緒に取り組む必要のある問題については、改めて残念だったと思います。もちろん校長・PTA会長連絡会で保護者の方にもきちんと取り組んでほしいと思います。だけれども、親として本当にみずから学ぶ場所であるPTAというのは社会教育団体ですね。つまり、戦後の民主主義の発足に当たって、今までは偉い人の言うことを聞きなさいと言われた人たちが、自分たちの今後のことは自分たちで学びながら、親としても成長していくという場でした。特に国立市は国立町の頃に教育費のことまで分析した、そういう元気なお母さんたちの伝統もあります。そういうことが、今再び若いお母さんたちに伝わる機会もないのです。そういうことも含めて、やはり親たちが学びながら力を発揮していくということを、ただ学校のお手伝いだけではなくて、考えなければいけないと思っています。以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、よろしければ陳情に移ります。



○議題(2) 陳情第5号 新人教員対象の『研修テキスト』の書き直し、再発行を認める意見書を都教委に出して頂きたい陳情について

○【佐藤委員長】 次に陳情第5号、新人教員対象の『研修テキスト』の書き直し、再発行を認める意見書を都教委に出して頂きたい陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいというお申し出がありますので、これを認めることでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。なお、説明は陳情内容に限定して簡潔にお願いしたいと思います。

陳情者の方、どうぞお願いします。

午後2時59分休憩

午後3時11分再開

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。休憩を閉じて議事に戻ります。

皆さんのご意見、ご質問をお伺いする前に、この陳情の中にあります新人教員対象の研修テキストについて、このテキストのそもそもの位置づけ、それから現場での活用状況などについて、事務局から説明をしていただいて、共通に理解をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 本市の初任者研修会につきましては、年間10回をプログラムとして行っております。その年度に応じて採用される初任者の実態もさまざまになっている現状もあります。例えば、既に講師経験が長く、あるいは一度、育休代替の教員の経験も長くあられる方が、50歳を過ぎて

初任者として参加されている方もいらっしゃいますし、本当に新規採用で、大学を卒業してすぐに教員として採用されている方もいらっしゃるような状況の中で、教員の実態に応じたプログラムを国立市教育委員会学校指導課として計画を立てております。

実施するに当たって、この東京都が作成したものの中から活用できる部分について活用させていただいているというのが現状です。東京都としては、都立学校の教員向けにこのテキストを作成しているということですので、今申しあげましたとおり、本市としては、これをいわゆる教科書のような形で使っていることはなく、今年度でいえば人権のことを取り上げているページ、また学習指導案の書き方について取り上げているページ等を使いながら、実践的な研修を今進めているところであります。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

中村委員。

○【中村委員】 今、学校指導課長のほうから、これが初任者すべてに対する教科書のように使われていないということをお伺いできて、そのことは少しよかったですと思います。これまで何回か今回陳情を出されている「子どもたちが主権者の社会科教育を求める会」から、さまざまな点について陳情を受けてきました。そして私は、「意見書を出してください」というならば、「このような内容で意見書を書いてください」ではなくて、「この意見書を出してください」というきちんとしたものを書いてくださいと要望してきました。その要望を全面的に受けとめてくださったことについては、うれしく思っています。

今回、このような形で意見書を出していただいて、具体的にこの意見書についての判断を求められていることになりますので、そのことについて私の意見を申し上げたいと思います。

1つは、国立市の教育委員会として、都教委にこういう形で意見書を出すということが本当に有効かどうかということです。ここで言われていることのエッセンスにおいては、私は賛成するところもあるのですが、再発行にかかわるお金はこういうところから出すようにとか、そこまで言うのは余計なお世話であると思います。

それから、文章上に不備なところもあり、2ページの「1 研修テキストの内容は、誤りや偏りがある」ということで、5行目、「<7>の改善と共に、大幅な書き直し、再発行」というところからの文章が抜けています。

それから、私はこの会から資料をいつも受け取ったときにいつも疑問に思うのは、なぜ安倍晋三首相（57歳）」とか、「伊吹文明文科相（74歳）」とか、いちいち年を書くのが必要なかということです。これが本当に重要な情報なのか。例えば、私のことがもし話題にされて、「中村雅子（何歳）」といつも書かれるのは嫌ですので、こういうことについても私は賛成したくないと思っています。

それから、2ページの<3>の、「児童生徒に直結するテーマでの教職員組合の校内での教研集会等は、授業等に支障がなければ、勤務時間中であっても認めるべきです」ということですが、「授業に支障がなければ」という意味がよくわかりません。直接授業時間内でなければいいということなのか、先生たちはいろいろと忙しい中で授業の準備をしているので、「支障がなければ」というときに、やはり教職員組合が教職員組合として行うということについて、私は場合によってはあってもいいのではないかと思いますし、あるかもしれないと思いますけれども、ただし、それも教職員組合の教研

修会としてではなく、授業に必要な、子どもたちに直結するものであったならば、教職員組合で集めた資料なども勘案してもらいながら、やはり学校の研修として行うべきであると私は思っています。ですから、そういう意味では、国立市の教育委員会として、授業に差し支えなければ組合の教研集会を勤務時間中でも認めるべきだということを都教委に向けて発信するのは、ここでは適切ではないと思っています。

そういうことで、結論としてはこれをこのまま都教委に国立市の教育委員会の意見書として出すのはふさわしくないと私は思います。ただ、今回資料をつくってくださった中で私が重要だと思ったことを幾つか述べさせていただきます。

1つは、服務規律の中で、「教育公務員は、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」ということが書いてあります。これは私たちは教育委員会としても重く受けとめなければならないことで、教育行政というのは、現場の教員の人たちが絶えず研究と修養に励み、自信を持って力をつけながら教育活動ができることを支えることだと思います。国際的に比較しても、日本の教員は授業、それから授業の準備、教材研究以外のことで使っている時間も圧倒的に多いということはデータからも明らかです。コンピューターが導入されて、むしろコンピューターの前に座っている時間が多くなってしまったりなど、さまざまな問題があって、どのように改善していくか、本当に必要なこととしてやっていращやると思うのですが、教育行政の任務というのは、先生方が研究と修養に励み、その職責の遂行に努めることを具体的に支えることだと思います。ですから、むしろここに書いてあることを、どのように現場で受けとめるかということが必要であると思います。

それから、憲法第15条第2項のことが書いてあり、「すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」という、この「全体の奉仕者」というところが非常に重い内容です。このことが言っている趣旨は、例えばそのときに選挙で勝った政党の意見などではなく、それから、例えば知事などの奉仕者ではないということです。選挙を通じて民意が反映されたとはいえ、そのような政治の指導的な立場を獲得した人々ではなく、本当に目の前の子ども、それから教員、そして親、市民ということを含めた「全体」で、選挙を通じて得られた多数派の権力ではないのだということを「全体の奉仕者」というところで言っている、そのことも私たちはきちんと受けとめなければならないと思います。

そして、この宣誓書の中に、「私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき」というところがあります。ですから、このところでは民主的に公務を運営するということはどういうことなのかを研究する余地がたくさんあると思っています。

そこで、教育委員会が先生たちの上司であるようにも、この文書には書いてあり、「教育委員会や校長、副校長、主幹教諭等の上司の指示」とありますが、教育委員会は現場の先生たちの上司ではないと思っています。このように構造化するならば、今問題になっている大阪府の教育基本条例と同じ構造を、既に東京が実現しているということになってしまいます。

さらに、国旗・国歌については、国立市では国立二小の問題を始めとしてさまざまな議論が行われてきました。ここで「校長の権限というのが非常に重要である」と書いてあります。「学校運営における最終的な意志決定の権限を持っているのは校長です」と書いてあります。しかし、ここでは、最終的な権限とはいえ、国旗・国歌を「やる」と決めて実行する権限は校長にはあるということだけしか言っていないで、もし校長が親や教員ときちんと話した上で、自分の最終的な権限の上でやらないと決める権限が認められていない限り、ここで言われている最終的な権限というのは、少し不十分なこ

とであると思っています。平成15年10月23日の通達も、私も何回も読みましたけれども、ここまで細かく、このとおりにやらなければいけないということを東京都の行政が規定することは、やはり問題であると思っています。

結論としては、私はこの陳情に書いてある趣旨には、一部共感しています。それから、ここの陳情資料で読ませていただいたことの中にも、教育委員としてきちんと受けとめるべきことがあり、これをどのように使うかということがやはり問題だと思います。その点では、国立市ではこれを教科書のように教え込むことはしていないということは、非常に大事なことであると思います。この改訂版が出るようなときには、ここに述べられた意見や問題を何らかの形で学校指導課を通じてかかわっている人にお伝えすることは可能かだと思います。ただし、この陳情をこの形で採択することには、私は賛成しません。

以上です。

○【佐藤委員長】 陳情の扱いとしては、意見書として市教委から出すことはふさわしくないということでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにご意見、ご感想等ありますでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今回の陳情で一番資料として参考になったと思うのが、陳情資料の第3章の、「地方公務員としての教員」ということで、こういう形で初任者用のテキストが実際に書かれているということを見せていただいたことは一番参考になりました。

「このテキストの改訂版をつくってください、こういうところに問題がある」ということに関して、提案者の考え方からすると許せない部分がたくさんあるということ具体的に挙げていただいて、そのことについてのそういう考えは理解します。

ただし、国立市の教育委員会が国立市の特殊な問題。この地域に特化した問題が、このテキストによって問題があるということがあれば、国立市の教育委員会がこのことに関しては、地域、国立市の考え方と全く違うというようなところで、国立市の教育がある意味、大きく侵害されるということがあれば、国立市から教育委員会の名前で、東京都の教育委員会に改訂の陳情をするということは必要かもしれませんが、これは特殊な国立市の問題ということではなく、いわゆる都教委の考え方、そして初任者の指導の仕方、そういったことに問題があるのだということ書かれていると思います。

学校指導課長のほうから、初任者研修、国立市においては、初任者といってもさまざまな初任者がいるということで、これをきっちり教科書のように使うということはないと。そして、適当であると思う、活用できるところだけは活用するというようなお話がありました。そして、そういったことの中で、ここには書いていない人権問題などは非常に丁寧に、テキストを使って指導されているということがありますので、国立市の中でこの初任者の研修テキストが大変大きな問題になっていて、国立市の教育を進める上で非常に大きなネックになっているというような印象はありませんので、特にこの陳情を都教委に上げる必要は、私はないと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 嵐山委員、お願いします。

○【嵐山委員】 この方の陳情の決定的に変であるところは、要旨の2番目にある「役所の出す文書で職・氏名がないのは、怪文書です」というところです。これは何ですか。役所の出す文書で署名が

ないのは怪文書ですか。わけがわからない。

それから、この方は日の丸や愛国心に関して、以前も、サッカーの中山選手が愛国心をあおったなどということを書いておられる。日の丸が国旗として制定されたのは明治3年、1870年です。太平洋戦争で日本が負けたときに、連合軍によって日の丸は禁止されました。小学校1年のときに国立市に来ましたけれども、国立市にも進駐軍がたくさんいました。日の丸を掲げてはいけないと禁止されていました。それがようやく日の丸を掲げていいと言われるようになったのは、小学校2年のときです。そのときはうれしかった。日本は独立して、ナショナルフラッグとして日の丸を掲げたのです。

国旗の変更は、最近で言うとりビアのカダフィ政権が崩壊して、革命によって体制が変わったとき。もう1つは、敗戦し、他の国に占領された国です。日本の国旗が制定されて一番役に立ったのは商船です。商船が日の丸を掲げて行くと、デザインも非常にはっきりしていて、わかりやすく、この船は日本の船だということがはっきりわかったわけです。私は、この方の日の丸に対する、いまだ続く偏見について認めることができない。

それからもう1点、愛国心のことです。戦争のとき愛国心の名のもとに、いわゆる国家主義のもとに日本が戦争に入っていたということは事実です。そのため愛国という言葉は偏向してしまった。愛国心という心情は同胞心で、同じ日本人であるということのアイデンティティーです。

愛国心という言葉は戦争のときに使われたために、軍国主義的なイメージを持ってとらえられます。しかし、愛国心と国家主義とは違います。愛国というのは、時の政府や権力者を愛するものではないのです。日本人が同じ日本人であるということのアイデンティティーを確信することです。この心が、今日本人には、欠けているという気がします。外国を旅すると、どこへ行っても日本人ということを実感されます。インターナショナルを考慮するほど、ナショナルであるというドメスティックなものを、逆に突きつけられるのです。

ですから、愛国という心情を軍国主義的な、あるいは国家主義的な発想としてとらえるのは時代おくれであると考えます。日本が敗戦を経て、日の丸のもとに復興して、バブルを迎えてはじめて、そして今、原発の事故が起こって、どこに向かえばいいかと考えている。この陳情を書いた方も自分のために書いているわけではなくて、この方の考えたことで日本の社会がよくなるのだろうという気持ちがあるわけです。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにご意見はいかがでしょうか。

では、是松教育長。

○【是松教育長】 まず、今回の研修テキストについての「陳情の要旨」の大きな1に関してですが、「その内容は誤っていたり偏ったりしている」ということをごさいます。この点について、本当にそうであるのかということで、私なりに検証してみました。

まず、大きな1の<1>ですけれども、冒頭に、「『教育基本法改正や学習指導要領に対応した取組が必要』と説き起こしている」ということを大変問題にしていますが、教育基本法というのは日本国憲法のもとに定められた、あらゆる教育法令の根幹をなす法律であります。また、学習指導要領は、全国の学校教育課程の基準であります。これに対応した取り組みを重視していくことは当然のことであると思いますので、ここを取り外してくださいということになりますと、私どもも今、学校教育活動の基準としているその柱がなくなるということになります。

それから、<2>でございませけれども、職務命令について言及しておられますが、教員は教育公

務員として一般の公務員と同様に厳しい服務規律が課せられております。そのかわりに、その一方で身分の保障や待遇の適正が図られているわけございまして、法を遵守すること。それから、職務に専念する義務。上司の職務命令に従う義務などは、公務員服務の基本中の基本であります。「教育委員会の命令にも従わなければならないということは、どういうことであるか」ということをおっしゃっていますが、教育委員会、これは東京都、市町村も同様ですが、教育委員会は教員の任免、人事権、それから、学校の組織編成や教育課程の編成、並びに教育指導を行う権限をもともと有しております。それに基づきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第43条にはこのように書かれております。まず、第1項で「市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する」。県費負担教職員ついて話をしますと少し長くなってしまいますので、まずは「教職員の服務を監督する」とうたっております。そして、43条の第2項に、「教職員は、その職務を遂行するに当って、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」となっております。教育委員会、その他職務上の上司の職務上の命令と言っているわけですから、この「教育委員会その他の」ところを「や」に置きかえたのがこのテキストであるのだらうと思いますので、いわゆる法の精神には一切間違っていないと思っております。

それから、＜3＞ですけれども、先ほども申しましたように、職務専念義務というのは、これは教育公務員に限らず、公務員の職務の基本中の基本でございますので、さらに職員団体のための職員の行為の制限に関しては、地方公務員法第55条の2におきまして、「勤務中は任命権者の許可なく、職員団体のための勤務は行えない」と規定されております。そのことをしっかりテキストに書き込んだものに過ぎません。

それから、＜4＞でございますけれども、これについては教員が単に教務だけに専念するのではなくて、さまざまな公務を通じて学校の経営や、あるいは組織づくりに積極的に参加すること。あるいは、先輩教員として後輩の指導・育成に当たるということに、意識や意欲を持つのは非常に重要なこととあります。従いまして、人事考課や業績評価にかかわる、ここは章でございますので、その自己申告書の記入例として、そういったことを記入することについて不適切さはないと考えます。

それから、＜5＞についても人材育成の基本方針並びに教育者として、個人のスキルの向上段階を適切にガイドラインとして示したものであると考えます。

それから、＜6＞でございますけれども、先ほど嵐山委員もおっしゃっていましたが、私の場合はこれを細かく解きほぐしていきますと、まず＜6＞の（1）で「君が代の五線譜つきの歌詞を囲みで挙げた箇所が問題だ」とおっしゃっていますけれども、これについてはテキストを見ていただくとわかりますように、国旗及び国家に関する法律を単に全文載せただけで、国旗国歌法というのはこれだけの法律なのです。しかもそこには日章旗があり、君が代の楽譜があって初めて国旗国歌法という法律として意味がとおるわけでありまして。それを単に載せただけですので、そこに五線譜が入っているということを、なぜ問題にするのかということは、私には少し理解できません。

それから、（2）の政府の統一見解については、これまでも、このこと以外にも政府からさまざま出されました。その見解の一番もととなり、コンパクトとにまとまっているものということで、ここに引用したのであると思えます。

それから、（3）（4）につきましては、国旗・国歌に関しての職員会議のあり方や、あるいは保護者からの要望をどう受けとめていくかということとあります。このことは、散々今まで議論をされてきま

した。そういった問題については、ある一定の收拾の方向性が出ていていると考えておまして、その收拾の方向性と状況をここで説明したものということで、これも新しい教員にとっては必要な予備知識の1つではないかと思えます。

それから、入学式、卒業式における国歌の起立斉唱やピアノ伴奏などの職務命令が、憲法19条の思想・良心の自由に違反するのではないかという裁判につきましても、この職務命令は憲法19条に違反しないという最高裁判決が、ご案内のように5月30日、6月6日、6月14日、6月21日と引き続いて確定しております。各裁判官の意見がすべて判決文には書かれておりますが、そのうちの1名の宮川光治裁判官の反対意見のみを掲載するということですが、公平を期するのであれば、すべての裁判官の意見を載せるべきだと思いますが、テキストにそこまで載せる必要は一切ないと考えます。

それから、最後の<7>ですが、このテキスト自体が初任者研修の1年次の研修でございます。初任者研修の1年次の最大の目的は、教育公務員としての自覚、資質を身につけるための基礎的研修です。教員の身分のあり方やサービスのあり方、教員としての学習指導力を始めとした基礎的スキルを中心とするテキストであり、こういった内容配分になると思えますので、それについての不適切さはないと考えます。

それから、「陳情の要旨」の大きな2の「編集・発行者の職・氏名が不詳である」ということですが、これは東京都の研修センターで発行したものであるということがしっかり書かれてありますし、担当部課名も書かれてあります。一般に公文書として出すもので、このようなテキストのたぐいは、我々市役所の職員の研修テキストなどもありますが、執筆者は書いておりません。しかし、国立市の総務部職員課が作成したものであるということはしっかり書いてあります。それでよろしいのではないかと思いますし、これは編集者側の編集方針でありますから、そのことについて、市教委から都教委へ申し出るという必要はないと思っています。

以上、るる述べましたけれども、この研修テキストは、陳情書に書いてあるような意味における不適切さはないと考えますので、この陳情については不採択にしたいと思います。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 ここで嵐山委員と国旗・国歌で論争をするつもりはないのですが、幾つか意見を申し上げたいことがあります。先ほど嵐山委員がおっしゃった明治3年のことは、それまで鎖国をしてきた日本の船が国際的に公の海を航海するに当たって印が必要だということで制定した、そのときに、あのデザインが選ばれたということです。それから、帝国議会等では、国旗・国歌をどうするかということについては、実は議論されていません。ということは、つまり、天皇とも深くかわるので、民の代表の議会が決めることではないということで、議会では決まらなかったということがあります。

そのときに日の丸が日本国の船の印として、きちんと決められたということはそのとおりだと思いますけれども、その印に向かって、見つめたり、お辞儀をしたり、歌を歌ったりなどして、全体で、一緒に、一体感をつくるような教育を戦前の国家がしてきた、その日の丸・君が代を使っただけの教育の結果がどうであったかということに対する反省から、戦後の教育が始まったと思っています。国旗や国歌に対する思いは本当にさまざまで、革命や、先ほど嵐山委員がおっしゃっていたイラクについても、何か国民の意志によって新しく国をつくる時、あるいは解放される時、植民地から独立するときは、本当に思いを込めて新しい旗をつくると思えます。

第二次世界大戦を一緒に戦ったドイツとイタリアと日本の3国で、今も同じ旗を使っているのは日

本だけです。ドイツにとっては、あれはドイツ国家ではなくてナチスだったと、それを言い逃れにしていけないけれども、第二次世界大戦のときに使われたナチスの旗というのは戦後は使われていないですし、イタリアは、それまでイタリアが王制だったので、王家の紋章が真ん中にあった旗を、戦後に、国民投票で王制も廃止して、王家の紋章を真ん中から取ったものが戦後の旗になっています。

日本の旗はシンプルでいいのではないかという意見があり、天皇が支配者ではなく象徴になったという経緯もあり、占領下で禁止されたりなどさまざまなことがあったかもしれませんが、慣習法としてあったものが、それでは不十分であるということで法律になったのが、この国旗国歌法であったと私は理解しています。

この国旗国歌法の面白いところは、これしか書いていないのです。このデザイン、これが国旗である。この歌詞、これが国歌であるということで、尊重義務というものが書いていないということと、意味さえも書いてありません。日の丸のこの白地に赤が何を意味するかということも、国では決めていません。解釈の多様性が示されているのは、もしかしたらいいことかもしれませんが、国として何を理念として、それを旗にあらわしているかということがないという、世界の中でも珍しい旗です。例えば、フランスの旗は、自由・平等・博愛という理念がそれぞれ込められています。アメリカの旗にも、独立時の13州、それから州が加わって50州になった歴史。そして白と赤と青というのもそれぞれ意味があります。バングラデシュの旗は日の丸とよく似ていて、真ん中が赤い丸で周りが緑です。バングラデシュではこの旗について、緑は豊かな自然、そして農業国として発展したいという願いをあらわし、真ん中の赤い丸は太陽で、太陽の恵み、それから独立戦争を戦った兵士の血であるということをしきりと規定して、それを忘れないようにしようということを国旗に込めています。

ところが、日本ではそういうことをやっていなくて、白地は何をあらわしているかという規定はありません。けれども、人々は、白は無垢な気持ちであるとか、日の丸は太陽であるとか、あるいは平和の象徴、丸いところがいいのではないかなど、さまざまな思いを込めて見ている。

もう1つ、日本の国旗が真ん中に赤い丸があつて白地がたくさん残っているがために、世界の中でも非常に特異だったのは、戦争に兵士を送るときに人々が寄せ書きをしたことです。白地にたくさん書いています。しかし、ヨーロッパの場合は、アメリカもそうですけれども、国旗に何か書き入れることだけでもいけないという法律があるぐらいですから、日本における日の丸という旗は、非常に特殊な歴史があると思っています。

私は、同じデザインを使うのはいいとしても、その意味については、戦前の日の丸と戦後の日の丸は違うのだということを内外に示す必要がある、つまり、今度の旗のもとでは憲法9条で戦争をしないということを誓って、これまでのこともきちんと清算する。そのことをやってこそ、私は日の丸が世界に認められると思っています。

先ほどの愛国についてですが、私も非常に、自分では愛国心を持っていると思っています。愛国というのは、郷土への思いで、例えば、福島県で郷土を追われて帰れないかもしれない人への共感といいますか、そういうものを人々が共有することが愛国心だと思っています。それは、儀式のときに旗を見てじーんときて、歌ったり、それを繰り返すことによって醸成されるものではないと思っています。やはり愛国心には、こんなにいい国に生まれてよかった、災害があっても日本の政府はきちんとしっかりやっているし、みんなもやっているし、本当にいい国であると思えることが必要です。それをもっとよくしていこうという気持ちが愛国心で、それは儀式だけではだめであるとは私は思っています。

そして、戦前の愛国心ということには、やはり少し無理があり、「忠君愛国」と一緒に言っていました。忠君は縦の関係で、愛国というのは仲間に対しての連帯意識です。それを無理にくっつけたところに、戦前の教育体制の無理があった。戦後は、どういう国として日本が立ち直り、世界から認められるかというとき、やはり憲法を基本にして、憲法に書いてあることを本当にきちんとやってこそ、同じデザインの日の丸が認められることになると思います。

教育基本法については、もう変わってしまいましたけれども、教育関連学会というのが日本には主なもの15あります。教育学会、教育史学会、教育心理学会などたくさんあって、そのどの学会もこの教育基本法改定に賛成していませんでした。15の教育関連学会が連合して、反対声明を出しています。そして、教育学会の当時の会長、その前の会長、そのまた前の3人の教育学会の会長が反対をしたものであったということも、もう決まったからではなくて、私たちは考えなければいけない。改定前の1947年教育基本法は憲法と双子のようにつくられたものですが、その教育基本法だけが改定されました。しかもその中で愛国心というものが非常に強調されている。そして、そのもとで学習指導要領も変わっているという、この大きな流れを、私たちはただ国会で決まったから、それにのっとって何が悪いのだということでは不十分であると思いますし、もっと勉強しなくてはいけないと思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 国旗は、例えばアメリカの国旗のように全部説明できる意味があるものと、ないものがあります。日の丸を「日いずる国」や、日の丸反対の人は、「天照大神の象徴だからよくない」と言う人もいますが、デザイン自身に意味がないものもあります。

それから、私も愛国心という言葉は、本心から言うと嫌いですが、やはり今この年になって考えますと、同胞愛だと思います。中村委員も行かれて、私も何度か行きましたけれども、特に一番考えたのは、東北大震災の被災地のことで、まだこれからですけども、みんなと一緒に考えなければいけないというときに、今、日本は来ているのです。ですから、今のこの気持ちを、愛国心とまとめると、中村委員もおっしゃったように日本であって、やはり同胞愛というものです。愛という言葉は明治になってから入ってきた言葉ですから、愛国心という言葉をもう一度考え直す、あるいは言葉を考えていくことなのかもしれません。

それから、政治家は国を代表して外交するわけですし、人間には人権があるように、政治家には国権を代表してさまざまな国と交渉するわけですから、私はむしろ愛国心を持ってほしいのは政治家だと思っています。感想ですが、今の日本の外相を始めとする国際政治というのは、非常に弱いです。政府のほうで国のことを思っていないという現状があると思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 子どもたちには、今いる地域、それから自分の国のことをよく知ってほしいと思います。また、真摯に向き合ってほしいと思いますし、誇りを持つことは子どもたちにとってとても大切であると思います。その中で、自分の足元を大切にしながら自分に何ができるかという視点もぜひ大切に育てていきたいと思っています。

私も陳情に関してのみ意見を申し上げます。事務局から研修テキストの活用状況、それから本市の初任者研修について、活用できる部分を使っている。それから、初任者研修は年10回、さまざまな実態に応じたプログラムを組んで、実践的な研修を行うべく努力をしているというお話がありました。

また、教育長には、陳情の中で、誤り、偏りとしている点について、国立市教育委員会事務局のトップとして、法令等にも触れながら、一つ一つ整理をして発言をしていただいたと思います。私も皆さんと同じように、この陳情は国立市教育委員会から都教委に提出する必要はないと思います。公文書としての意味合いをよく理解していただきたいと思ひますし、必要があれば直接、都教委へ働きかけていただくのがよろしいかと思ひます。

では、採決に入ります。本陳情は不採択とすることによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 陳情第5号、新人教員対象の『研修テキスト』の書き直し、再発行を求める意見書を都教委に出していただきたい陳情は不採択とします。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 委員長。休憩をお願いいたします。

○【佐藤委員長】 では、2時間を過ぎましたので、ここで休憩をとりたいと思ひます。5分ほどの休憩によろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、再開を4時5分とさせていただきます。よろしくお願ひします。

午後4時00分休憩

午後4時05分再開

○【佐藤委員長】 では、議事を再開します。



○議題(3) その他報告事項 1) 平成23年国立市議会第3回定例会について

○【佐藤委員長】 その他報告事項1、平成23年国立市議会第3回定例会についてをお願ひします。

兼松教育次長、お願ひいたします。

○【兼松教育次長】 それでは、教育委員会にかかる案件を中心に、平成23年国立市議会第3回定例会の審議経過についてご報告いたします。

第3回定例会は、9月2日より開催されました。

初日の本会議では、教育費を含む平成23年度一般会計補正予算(第5号)を含む12議案と陳情等2件、報告事項5件が提案され、各常任委員会へ付託されました。

このうち、国立市立中学校エアコン設置工事請負契約についてが即決案件として審議され、可決されております。

9月5日から8日までの4日間で一般質問が行われました。21名の議員が一般質問を行っておりますが、このうち13名の議員から教育にかかわる質問をいただきました。

質問項目としては、みらいのくにたち、望月議員より、子どもたちの内部被曝を防ぐため、給食における安全対策について、日本共産党、尾張議員より、小中学校のトイレの洋式化・温水シャワーの設置・更衣室の改善について、市内の教育施設で給食食材・空気・水・土壌の放射能測定をし、子供たちを内部被曝から守るための施策について、自由民主党・明政会、石塚議員より、市報を始め関連施設の発行する広報誌の見直しについて、生活者ネット、小川議員より、6年生の日光移動教室について、みんなの党、生方議員より、市民総合体育館・芸術小ホールの喫煙場所について、自由民主党・明政会、東議員より、道德教育について、中学校の歴史教科書について、第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会について、民主党、稗田議員より、放課後遊び場事業の拡充について、

中学校の教科書選定について、中学校の武道必修化について、生活者ネット、前田議員より、学校給食の新たな対応について、放射線教育について、日本共産党、長内議員より、学校施設要望について、学校の大規模改修について、新しい風、藤江議員より、公共施設への公衆無線LAN設置について、日本共産党、高原議員より、小中学校の学校要望について、小学校のエアコン設置について、自由民主党・明政会、石井議員より、DVD「めぐみ」の公立小中学校での上映について、図書館貸出図書における立川市との協定について、公立小学校における稲作体験用水田の拡大について、給食センターの建て替えについて、社会民主党、藤田議員より、学校給食食材の放射能測定について、就学援助について、以上の質問がございました。

9月12日に総務文教委員会、13日には建設環境委員会、14日、福祉保健委員会が、16日には議会運営委員会が開催され、本会議からの付託案件が審議されております。総務文教委員会では、平成22年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について報告を行っております。

また、9月9日には全員協議会が開催され、「損害賠償（住民訴訟）請求事件の判決確定に伴う訴訟提起」について協議が行われております。

21日には最終本会議が開催され、「くにたち未来基金条例案」や平成23年度一般会計補正予算（第5号、6号）案などが可決。また、教育委員会案件といたしまして、「教育委員会委員の任命に伴う同意」について今議会で提案がなされ、同意がなされるとともに、20日間の会議が終了しております。

以上が平成23年国立市議会第3回定例会の報告でございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご感想、ご意見などございますか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）



○議題（4） その他報告事項 2）平成23年度教育委員会各課の事業計画の推進状況について（教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館）

○【佐藤委員長】 では、続いて、その他報告事項2、「平成23年度教育委員会各課の事業計画の推進状況について」教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でお願いいたします。

始めに、武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、教育庶務課より平成23年度主要施策の進捗状況についてご報告申し上げます。

初めに、中学校エアコン設置工事です。中学校エアコン設置工事は、工事請負契約の締結について、9月の市議会定例会において可決され、正式契約となりました。このことを受けて、10月より本格的な工事に入り、2月末までの工事を予定しております。エアコン設置箇所につきましては、普通教室、特別教室、管理諸室となっております。

次に、第七小学校外壁塗装工事でございます。老朽化に伴う外壁の痛みが激しくなっていることから実施しているところでございますが、実際に足場を組み、外壁の状態を確認したところ、当初の予想以上に傷みが激しいことから、夏休み期間中での工事を予定しておりましたが、工事完了が遅れているところでございます。外壁工事についてはなかなか実施できないことから、傷んでいるところについては徹底して改善を図りたいと考えており、工期を延長し、対応したいと考えております。

これまでの工事实施につきましては、学校、保護者の皆様、地域の皆様のご理解、ご協力をいただき感謝しております。引き続き皆様のご理解を得ながら実施してまいりたいと考えております。

最後に、今後の重点取り組み事項ですが、小中学校のプールろ過機の更新を早急に実施したいと考えております。今年度のプール指導につきましては大きな支障もなく終了することができましたが、小中学校全校のプールろ過機につきましては、設置してからかなりの年数がたっていることから、修繕の際には大変苦慮しているところでございます。修理困難となった場合、プール指導の教育課程に大きな支障を来すこととなります。毎年度の実施計画におきまして、更新実施の要望を出しているところでございますが、事業実施には至っておりません。教育庶務課としましては、ぜひとも改善しなければならない喫緊の課題と考えております。

以上、報告いたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 プールのろ過機についてですが、これは夏に授業、それから夏休みの開放でプールを使っているときに故障してしまうとすぐに対応できないので、冬のうちにきちんと修理しておきたいということだと思いますが、プールのろ過機は本当に重要ですし、細菌や汚れなどをろ過するわけですから、そのことを財政担当部局が予算獲得に了承していないのは、ほかに大きな事業があるからなのか、それともこの重要性をわかっていないからなのか、どちらなのでしょう。

○【佐藤委員長】 では、ろ過機について、武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 先ほどのご説明の中で、更新事業ということでお話を差し上げましたが、各学校のプールろ過機を全く新しくかえたいということで、冬休など冬に限って修理をするというではございません。全く新しいものにかえたいということで考えております。

それで、財政当局との話の中で、市全体の優先順位ということになりますが、市全体の施策の中でプールのろ過機については、優先順位がまだ低いということで、故障をしたら、そのたびに修理をして使ってほしいという見解のもとで、事業の採択とはなっていないということになります。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 ここに「故障した際には、部品の調達が難しい状況」と書いてあるのですが、もし故障してしまったら本当に修理ができない状況なのかどうか。恐れがあるのではなくて、部品がないのだから修理ができませんと伝えているかどうかなのですが。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 中村委員のおっしゃるとおり、再三にわたって私どもはそれを説明しております。修理の際については、部品がない場合に、業者の方にその部品をつくっていただいて修理に当たっているということもやっております。期間が限定されますので、かなり大変な思いをして修理を行っているところです。

このような状況について、財政当局に対しまして、毎年、毎年同じような説明を差し上げているところでございます。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 今、プールのろ過機に関して、先ほど中村委員がおっしゃった、ほかにたくさん予算を使うものがあるのかどうかということなのですが、各学校の耐震工事が終わったところなので、比較的予算としてはほかに回せる可能性がある時期ではないのではないかと思います。ろ過機は単

なる衛生的なことというだけではなくて、ろ過機周辺の不具合によって、子どもがろ過機に足をとられるなど、人命にかかわることや、けがをしたりすることなど、そのような可能性もあると思いますので、やはりかなり優先順位が高いのだということを強調して取りかえていく方向で、なるべく早くやっていただくというのではないかと思います。

○【佐藤委員長】 小中学校のプールのろ過機の更新については、昨年末の市長との予算に関する協議の際にも、直接教育委員から強く要望した経緯がありますが、予算獲得に至らず、非常に残念でした。

報告いただいたとおり、「プール指導の教育課程に大きな支障を来す」ということです。教育課程に組み込まれているわけですから、万が一できなくなった場合に、教育活動に大きな支障があって大きな問題になりかねないと思います。また、このろ過機に関しては、学校現場の校長会からも、「老朽化が激しく、安全面や衛生面で各校が大変苦慮して対応している」という現状と、「計画的な改修やろ過器の交換を強く要望したい」という要望が既にこちらに届いていますので、なんとかしなければと思います。

それからまた、放射能対応ということも考えれば、今、学校プールの放射性物質測定をして、保護者の方に発信といいますか、公表をして、子どもたちのプールの指導を進めているわけです。その際日常的にプール水を循環ろ過させているということをしっかり保護者にも伝えているわけです。万が一、故障あるいは修理困難となった場合、大きな問題になると思います。本当にここにあるように、喫緊の課題であるということ、市長部局にぜひ理解をしていただかなければいけないと思います。予算獲得の働きかけとして、これ以上努力できることは、何があるのでしょうかということをお伺いしたいのですが。

武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 教育委員会の教育庶務課としましては、今お話ししましたとおり、教育課程に大きな支障を来すということが一番大きな問題であるということです。財政当局に足しげく通って理解を得るしかないのかと考えております。

先ほどお話ししたとおり、財政当局の考え方としましては、教育委員会としては優先順位は高いということはわかるのだけれども、他の施策等勘案すると、まだまだ低いであろうということの判断でございます。そういった中で、いかに市の全体の中で、やはり教育課程に支障を来すということがどれぐらいの大きな問題なのかということ、やはりご説明を差し上げて、理解をしていただくことが必要であると考えております。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 市長への要望のときに、私ももっとはっきり言ったらよかったと思うのですが、これは屋外のプールですので、使える期間が限られているわけです。ですから、7月から9月の初めという期間に故障してしまってしばらく使えなかったときに、では、10月、11月、12月に子どもをプールで泳がせるのですかと言えばよかったと思っています。次の機会がありましたら、そのようにお願いしたいと思っています。

○【武川教育庶務課長】 よろしくお願ひします。

○【佐藤委員長】 市長部局には、中学校のエアコン設置工事ということで、ご理解をいただき、大きな予算をいただいて感謝しております。ただし、そのことがあるから、プールろ過機について少し抑えるということではできません。あくまで学校の設置者は市になりますので、そのあたりも含めて、

子どもたちの授業に支障がないようにということをご説明いただいて、教育委員としても、また協議の場がありましたら、強くお願いしたいと思います。

○【武川教育庶務課長】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

1つ伺いたいことといたしますか、提案になるのですが、4月に、学校の施設設備の使用状況について伺ったところ、学校から報告書を上げてもらい、教育庶務課が細かく実態を集計しているという説明がありました。報告書をしっかり出すようにしてほしいということで、教育委員会として判断してから、ちょうど1年半は過ぎたと思います。1年が過ぎて、4月に伺った時点では、特段、報告書から上がってくる問題等は見えなかったと思います。また、あくまで学校の身近な団体に貸しているという状況を確認したということで実際の報告書も用意していただきましたが、なかなか時間をつくることができず、そのままになっていたのですけれども、ぜひ報告書に目を通す機会を持ちたいと思います。副校長及び教員の多忙化の解消ということも教育委員会の大きなテーマであると思いますし、報告書の必要性について少し教育委員の意見を伺いながら、事務局において改善に向けての準備が必要であれば、そのことも進めていただきたいので、書類の用意をよろしくお願いしたいと思います。

○【武川教育庶務課長】 はい。

○【佐藤委員長】 では、教育庶務課についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、学校指導課に移ります。渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 ご報告させていただく前に、用意させていただいた資料の文字等の訂正をお願いしたいと思います。7ページお開きいただきまして、四角囲みの文書が2つございます。上段のひし形の3つ目、「国立市幼稚園等」と書いてあるところの5行目の①の次にかぎ括弧が入っておりますが、ここは「学校参観」の誤りでございます。続きまして、②の「協議」のところを、「家庭と連携した健全育成～幼・保・小・中の連携、連続性の中で」とご修正いただきたいと思います。さらに、下段の「重点取り組み事項」の1行目になりますが、「第6小学校」の「6」が、正式には漢数字でございますので、漢数字の「六」にご修正いただいて、それから、次の行の「通旧」の「旧」が誤りで、学級の「級」でございました。失礼いたしました。申しわけありません。

それでは、1ページに戻っていただきまして、よろしいでしょうか。各事業につきましては、進行状況を項目別に、どのぐらいの回数であるとか、どのような内容でというように、かなり詳細にこちらに書かせていただいておりますので、学校指導課の事業は主に大きく2つに分けてご報告させていただこうと思っております。

1つは、さまざまな教育課題を踏まえた教員の指導力の向上及び学校の組織力を向上させるための研修事業ということでのご報告です。

もう1つは、学校が日常の教育活動を一層充実させるために、また新たな教育課題に対応できる必要な環境整備に関する事業を計画的に進めていますということで、ご報告をさせていただいております。

従いまして、1ページは人権教育の推進ということで、学校の全体計画に基づいてスタートしている人権教育を推進する校長、副校長、主任等の教員の資質をはかるためにどのような研修会を進めているかということ、四角の中にお示しさせていただいております。

1ページめくっていただきまして、2ページになりますが、こちらは特別支援教育、教育相談の充

実ということで、教育相談員、支援員の配置ですとか、専門家チーム、また、教育相談センターにおける研修等、資質向上のための対応についてご報告をさせていただいています。

3ページになりまして、教員研修の充実ということで、4ページにわたってさまざまな教育課題別に夏季休業期間を中心に行った研修の内容や回数、対象等をお示しさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、5ページ以降は教育環境の充実ということで、6ページのほうに、学務、保健関係の諸事業について数値等もお示しさせていただいて、ご報告をさせていただいております。

そして、6ページから7ページには、開かれた学校づくり、あるいは子ども安全確保の取り組みについて具体的にお示ししました。

最後になりますが、重点取り組み事項といたしまして、3点示させていただいております。

1点目は、現在設置している国立第四小学校及び第六小学校の通級指導学級、情緒の学級ですが、これに加えまして、国立第七小学校に、平成25年度開設を目途に、これから取り組んでいきたいと考えているところです。

2点目です。平成24年度まで、つまり来年度までは継続となりました東京都の緊急雇用対策事業による巡回スマイリースタッフ3名及びICT支援員4名について、平成24年度で終わるということに今なっていますので、平成24年度以降も確保して、特別支援教育及びICT活用教育を推進していきたいということです。

最後に3点目は、若手教員の増加に伴って、これに対応するための研修制度の充実及び主任、主幹等、指導者層の人材育成のために、また、さまざまな教育課題に対応する学校全体的な経営状況を支援するために、平成25年度に向けて既存の施設を活用した、教育センター分室の開設を検討していきたいと考えています。実績のある方々がここで多く退職されますので、その人材を、教育人材の能力といひましようか、それを活用させていただきながら、市内の教育活動を活性化させていきたいということで、お示しさせていただきました。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

米田委員。

○【米田委員】 学校指導課の施策の中で、教員研修の充実、3ページに関して、夏季休業期間を中心にさまざまな研修会が開催されたと書いてございますが、この中で教育課題研修会という研修が、かなりさまざまな分野において取り上げられていますけれども、この研修会に参加する先生方、さらにはその中でどのようなことをこの研修会で身につけてもらいたいのか、具体的な研究課題の項目をどういふことで選ばれたのかということをお説明していただきたいと思います。

もう1つ、最後の重点取り組み事項の中で、平成25年度に向けて、教育センター分室の開設ということですが、施設は既存の施設ということですが、大体どういう方を何名ぐらい、そこに来ていただいて、どのような体制で支援するのかというような構想がありましたら、少し詳しくお話しください。

○【佐藤委員長】 質問が2つ出ました。よろしいでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 まず、初めのご質問ですが、各テーマは、まさに今、学校が直面している教育課題に対応しているものでありまして、多くは、各学校にその担当者が設置されておりますので、

その担当者を集めて資質向上を図るということを目的に実施をしております。

2つ目のご質問の教育センター分室の構想なのですが、1つは研修事業をさらに充実していくために、具体的に挙げますと、初任者や2年次、3年次の研修。それから、10年目の教員に対しての10年次研修といった研修について、これから対象者がふえてきますので、資質向上、能力開発を目指した、また、その教員の日々の教育実践をサポートするための方々を、できれば2、3名とっております。同時に、今学校は、さまざまな教育課題に対応していますので、学校の経営自体を支援していく方々を、やはり2、3名というような体制で組めると、さらに学校支援をすることができるのではないかと、大まかなところですが、現状抱えているところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 既存の施設というのは、どこか具体的な候補として、ここにいうところはあるのでしょうか。

○【渡辺学校指導課長】 まだです。

○【米田委員】 わかりました。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 6ページの四角の囲みの中の真ん中あたりに、「教職員健康診断の実施」という項目がありますが、7月に実施されていることなので、受診率が昨年と比べて上がっているかどうか、もしおわかりでしたら教えていただきたいのですが。

もう1つは、ここの「結核健診」「循環器健診」ということで、毎年きちんとやっておられると思いますが、新聞等でも教員の心の健康の問題が注目されていて、教員の方たちがこのごろ少し元気がない、そういうときに学校でだれかに相談できるという体制があるのでしょうか。先ほどは申し上げなかったのですが、率としては東京都の先生たちに多いようです。そういうところは、やはり先ほどの人事考課制度とかかわっていないかどうかということ、都教委が調べるべきではないかと私は思っています。

○【佐藤委員長】 では、受診率について、渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 申しわけありません。正確な数字については、今申し上げられないのですが、基本的には、平成23年度についても、こちらが指定した日で健診を受診できない教員は、必ず個人で民間の病院に行ったり、人間ドック等で受診することになっていますので、実施は100%されていたとらえております。

○【佐藤委員長】 メンタルヘルスについては、いかがでしょうか。

○【渡辺学校指導課長】 これは、東京都の施策としても大変重要視されていまして、質問書ですけれども、今年度からすべての教員が回答して提出するということになっております。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

では、私から何点か質問させていただきます。

2ページの上段のかに適応指導教室「さくら」運営の充実ということが挙げられています。これにつきましては、4月の時点で学校指導課からも細かくお話をいただいて、適応指導教室運営協議会の

実施と協議内容の具体化について、個に応じたサポートの体制を整えるということで、中学校の校長と担当者が集まり、対策協議を実施したり、当該の担当が適応指導教室を訪問したりしたいというお話でしたので、それに関する情報と現状をお話していただきたいと思います。

それから、7ページの上のところの中央に、先ほど少し訂正があったあたりで、「国立市内幼稚園、保育園、小・中学校生活指導連絡協議会の開催」とあります。協議のテーマが書いてありますが、ここで浮かんできた共通の課題。あるいは教育委員会のこれからの取り組みとして見えていることがあればお話をいただきたいと思います。

それから3点目は、重点取り組み事項に関して、これについては意見も申し上げますが、1点目の通級（情緒）の開設に関しては、六小・四小の通級もとても中身も充実してきて、また児童もふえている実態があると思いますので、必要であれば早急に進めていかなければいけないと思います。お伺いしたいのは、次年度、中学校の通級が開級予定だと思っておりますが、それに向けての状況について、把握している生徒数等に関しても、お伝えいただきたいと思います。

また、2点目の巡回スマイリースタッフ3人、あるいはICT支援員4人についての確保、またできれば増員ということだと思いますが、これについては、現場の校長先生方からも強い要望を、要望書としていただいておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど米田委員から質問が出ました教育センター分室の開設については、施設についてもこれからということですが、先ほどの説明をいただいて、どのような課題に対応できるのか、具体的にどのようなことが進められるのかということも若干イメージがわいてきました。

それに当たっては、いろいろな段階を経る必要があると思うのですが、クリアすべき課題について、今、わかっている時点でお話していただきたいと思います。実績ある方々に、子どもたちの健全育成のためにぜひお力をいただきたいというのが皆さんの共通の思いであると思います。また他市の状況について、このような退職者の方々の再雇用・再任用について、その状況がわかればお願いしたいと思います。

以上です。

窪田指導主事、お願いします。

○【窪田指導主事】 中学校と適応指導教室の連絡会の進捗状況についてご報告申し上げます。

こちらについては、学期に1度行うことに取り決めをしたのですが、1学期については前回報告したかと思いますが、2学期の連絡会につきましては、2学期が少し落ち着いたところで連絡会を持とうということで、10月の中旬に予定をしているところです。

それから、学期の初め、終わりに適応指導教室を担当が訪問するということにつきましては、適応指導教室から、既に先生方が適応指導教室に来ているという報告を受けております。

適応指導教室については、以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

○【窪田指導主事】 幼保との連携についても、私が担当なので、よろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 はい。窪田指導主事お願いします。

○【窪田指導主事】 こちらですが、ことしは「家庭と連携した健全育成」という統一したテーマで考えたのですが、その中で共通して出てきたことは、最初、協議会の中では次のような言葉だったのですが、「保護者の対応で苦慮するケースが見られる」という言葉がかなり、各協議会で出てきました。会議の最後にまとめたのですが、その「苦慮する」という言葉をやめていきましょ

うと、全員で確認し合ひまして、苦慮するのではなくて、より連携が必要な家庭がふえていると考えて、地域の方の力も借りて、よりよく教育活動をやっていけないかというような考えを持つとうという確認をして終わっております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

○【渡辺学校指導課長】 では、少し補足説明をさせていただきます。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 9年間を見通したということで、小中学校の連携につきましては、実践教育研修会等の実績がありますので、同じ指導感や評価感にかなり近づいてきているというところもあるのですが、幼保との連携につきましては、若干まだ弱いところがありますので、ここで私立の幼稚園、保育園、公立の保育園等の園長会に、担当と私のほうでもごあいさつに回って、今、就学前の教育機関がどのような課題を抱えているかということについてのお話を伺いながら、今後は就学前から義務教育を通して、課題を明確にして連携した教育活動が市内で展開できるように動き出していきたいと思いますところを確認しているところですので、これは1年1回の事業であります、もう少し拡大していくことが必要であると考えているところです。

○【佐藤委員長】 他市の教育センター分室の状況については、いかがでしょうか。

○【渡辺学校指導課長】 多くの市がセンター設置をしております、退職された校長先生方や、本当に授業実践力のある方々を再雇用、再任用してとどまっていたきながら、研修の運営のサポートをする位置づけをしていたり、先ほどお話ししましたように、保護者対応等も含め、あるいは就学前のお子さんがスムーズな入学期を迎えられるように、学校と園をサポートするような役割を担っていくということで、運営しているところもありますので、ぜひ平成25年度に向けて実現できればと思っていますところ。

課題としては、まず場所がないことです。退職者の方はいらっしゃるけれども、場所を確保できていませんので、場所の選定、検討ということ、これからはまずは第一に考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

市川指導主事。

○【市川指導主事】 国立第二中学校の通級指導学級開設についてお話をいたします。

来年度開設ということで、さまざまな準備を今行っているところです。具体的には、まず現時点での生徒数の見込みなのですが、1学期中に小学校の通級指導学級。つまり、四小、六小に通うお子さんの保護者に予備調査をとっております。その結果、来年度、国立第二中学校通級指導学級への入級を希望するとお答えになった方が4名、希望しないとお答えになった方が1名、未定という方が3名という状況です、やはり十分必要であるという認識を持っております。

また、保護者や市民の方へのお知らせなのですが、まず8月5日号の「くにたちの教育」で、保護者や市民の方にお知らせをいたしました。

その後、9月7日付で小学校の通級指導学級に通う児童と第6学年の児童のすべての保護者。それから、中学校においては、1年生、2年生のすべての保護者に、通級指導学級開設に伴う説明会を11月11日の金曜日、午後6時から行う旨をお伝えいたしました。現在、二中の井手校長先生ですが、み

ずからが副校長先生のときに通級指導学級開設の経験をされたということもありまして、そして、他市の通級指導学級の様子も参考にしながら、具体的に準備をなさっています、今後、学校と市教委とが連携をしながら、子どもたちのためによりよいものをつくっていきたいと考えているところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

通級に関しては、いざ開設となると、施設面のみならずさまざまな準備が必要になると思います。小学校とは別の意味での配慮というのかなり必要になるかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、幼保小中の連携についてお話をいただきましたが、私は道徳授業地区公開講座に教育委員として参加させていただく中で、講演会に参加をされて熱心に耳を傾けていらっしゃる保護者や地域の方々の姿がとても印象に残ります。やはり保護者の方も地域の方も、子どもたちのために何かしたい、何か子育てのヒントが欲しいという思いや傍らから見ればわかりにくい悩みも、さまざまおありだろうと思います。例えば、学力向上、体力、運動能力の向上、また言語力の育成、心の教育等々さまざま課題がありますけれども、いずれも学校教育に注目が集まっていて、学校現場ではいろいろ具体的な取り組みを行っています。

私はそれに加えて、例えば就学前でもできること、また家庭でもできることがたくさんあると思います。そうしたことを少し整理して、何か子育てのヒントになるような発信を教育委員会としてできればいいのではないかと、常日ごろ思っています。形としては講演会ということになるのか、どういうものになるのかはわかりませんが、ぜひそういった視点を、これからの教育委員会としてはひとつ課題としてとらえて、準備ができたらと思います。そのことについて何かありましたら、また後ほどお願ひしたいと思います。

また、実践研のお話も出ましたけれども、10月の下旬から実践研の公開授業と研究協議があると思いますので、1人でも多くの方に、実践研でどんな授業が行われているか、先生方がどんな視点を持って子どもたちのために研究協議を続けているのかということを実際に見ていただきたいと思います。効果的なお知らせを、少しでも早目にぜひ教育委員会も学校も取り組んでいただきたいと思います。

また、教育センター分室についても、多くの市で設置しているという状況を伺いました。ぜひ子どもたちのために必要であるという視点で、開設へ向けて、解決すべき課題を一つ一つ、教育委員にも見えている形で提示していただいて、希望を持って進めていけたらと思います。いろいろなことがありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。事務局はよろしいでしょうか。

○【渡辺学校指導課長】 はい。

○【佐藤委員長】 では、生涯学習課に移ります。小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 それでは、生涯学習課の平成23年度主要施策の中間報告について、ご報告させていただきます。

基本的には、各事業において、今、本来予定されている時期に向けて動いておりますので、その中の主なものについてご報告させていただきます。

まず、社会教育担当の中の（1）社会教育関係事業の中で、この中のまず③の、先ほど教育長からもご報告がありました、「文化芸術講演会」でございます。NHK主催の文化芸術展に関連した講演会を実施するもので、ことしは9月25日まで行われていた「空海と密教美術展」に関連した講演会を

開催しました。東京国立博物館の主任研究員である沖松健次郎さんをお願いをいたしまして、224名の参加をいただきました。

次に（２）文化財関係事業ですが、この中の⑧の「本田家所蔵資料悉皆調査」でございます。以前ご報告させていただいたように、ことしの８月、母屋と薬医門が国の登録文化財となりました。最後のところの重点取り組み項目にも入れさせていただきましたが、この事業はしっかりと腰を据えて取り組んでいきたいと担当も考えておりますので、ぜひ次年度以降も継続していきたい事業と考えております。

文化財担当は、今お手元にお配りした文化財ウィークのパンフレットが２つありますが、そちらのほうの準備と、年明けに郷土誌フェアということで、26市のさまざまな蔵書、図録等を集めて販売する郷土誌フェアを、ことし会長市ということで、細かなとりまとめ作業や書店との調整作業に、これから入っていく予定です。

次に（３）芸術小ホール関係事業ですが、こちらのほうは既に音響設備等の購入を済ませ、設置もされているものでございます。

次に（４）郷土文化館関係事業ですけれども、この中では①の「関頑亭～谷保から国立へ～」の秋季特別展でございます。これは10月８日からとまだ先の話であります、期待される事業でございます。また、こちらについては開催後にご報告をさせていただきたいと思っております。

次に（５）成人式に係る事業でございますが、こちらはここにもありますように、来年の1月9日を予定しております。第1回の実行委員会を10月5日に開く予定であります。昨年度は61.1%の出席率でしたが、今年度も7割の出席率を目指していきたいと思っております。

次に大きな２番です。社会体育担当の（１）「東京都市町村総合体育大会」についてです。こちらは、毎年実施される大会であります、国立市は第3ブロックということで、同じブロックの4市の協力を得ながら、26市の主幹事として準備を進めている状況です。

次に（２）「スポーツ祭東京2013（第68回国体）」についてですが、こちら全国の中から輪番といえますか、選ばれて東京都で開催することになっております。やはり手探り状態ではいけないということで、昨年から精力的に開催地の視察を行っておりまして、私どもの場合はウエイトリフティングなので、ウエイトリフティングを開催、担当している自治体へ行き、情報をいただいております。ことしも10月には本大会を開催する山口県へ、11月にはリハーサル大会を開催する岐阜県への視察を予定しております。大会がこのように重なっているなか、今現在2名で対応しているところですが、組織としての体制強化が喫緊のことと考えておりますことから、重点項目にも入れさせていただいているところです。

次に（３）学校開放事業ですけれども、こちらは4校のプールを使用して一般開放いたしました。ことしは天気が不安定で、初日が肌寒い日となってしまいまして、初日の利用者は0（ゼロ）人でした。その後も急な雷雨等もあり、どうなることかと思いましたが、後半は少し安定してきて、最終的には昨年度より326人多い2,432人の方のご利用をいただいております。

次に（４）社会体育事業ですが、この①の「街を・山を歩く」ですが、既に1回、5月に「新緑を求めて」ということで、武蔵五日市方面に行っております。その際、29人の参加をいただきまして、参加者のうちお一人だけ50代の方がいらっしゃって、ほか全員が60代以上ということでした。あす2回目を実施する予定で、「江戸とのつながり」というテーマで川越方面に行くのですが、そちらのほうも現在、参加予定人数は29人で、そのうち25人の方がリピーターとなっております。

最後に大きな3ですけれども、放課後子ども教室推進事業でございます。ご存じのとおり、平成20年度に4校から始めた通称「ほうかごキッズ」ですけれども、現在、小学校全校で実施しているところです。保護者や児童からも好評は得ている事業ですが、さらに週2日の実施ではなく、日数をふやしてほしいという声が多いことから、毎年度1日ずつふやして、ゆくゆくは週5日の実施を目指していきたいと思っております。こちらのほうも毎年実施計画には載せてはいるのですけれども、実施には至っていないということで、こちら重点項目に入れさせていただいたところです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

では、私から質問させていただきます。

先ほどお話をいただいた中で、通常の業務に加えて、年明けに開催される郷土史フェアの会長市としての準備、「東京都市町村総合体育大会」、それから「スポーツ祭東京2013（第68回国体）」等、それぞれの準備が本格的になっていくと思うのですが、組織としての体制を強化する必要があるというお話でしたけれども、これは具体的には人員の補強ということでしょうか。

小林生涯学習課長

○【小林生涯学習課長】 私どもが要望しているのは、やはり人員増ということで、特に国体につきましては、消防関係や警察関係、それから病院関係や旅行会社など公共交通機関等の、さまざまな方のご協力をいただかなければいけないので、係長職よりは、やはり課長職を1名、加えて数名の職員の増の希望をしております。

現在、26市中、そのような体制がほぼ9割方整っていて、まだ整っていないのが国立市と数市のみという現状です。

○【佐藤委員長】 厳しい状況にあることがわかりました。ぜひ増員をしていただいて、実施へ向けの体制が整うことが必要であると思います。

ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今、特にご説明はなかったのですが、社会教育関係事業の④のところに、「『国立市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱』の見直し作業中」とありますが、毎回、この名義に関しての一覧表をつくっていただき、ご報告いただいて、そこでさまざま議論があるわけですけれども、どういう点を中心に今回は見直しをなさっているのかを、お話をいただけたらと思います。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 これは今に始まったことではないということで、以前より各市の要綱等を集めまして、さまざまな点を比べました。そうしたところ、あまり大きな差はないようですが、私どもとしては、例えば、今現在は30日前に申請を出していただきたいというようなことをもう少し厳格化する。仮に芸術小ホールを例にとりますと、半年前から予約できますので、こういった広い場所を使つての事業の後援名義の申請はそれよりももっと前ということになりますので、もう少し期間を広くとる。そして、きちんとした組織である、きちんと規約があるなどといった点の徹底です。それから今のところまだなのですが、事業報告がきちんと出されているかどうかということです。

しかし、主催者について、今現在、規約に載っている教育委員会として認めるものにふさわしいかどうかという点をいろいろと明文化しようとしても、千差万別の団体がありますので、この線引きはなかなか難しいという状況で苦慮しております。

たたき台の要綱を1度つくってみたのですが、それをもとに今までに承認した平成22年度の60件を、全部当てはめたと、2、3件外れるのみで、あまり違いはないようであって、そのあたりについては、さらに検討していかなければいけないことであると思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今ご説明いただきましたけれども、各市との比較など、教育委員会として認めるためのさまざまな条件のようなものを幾つも出していただきましたが、あまり厳しくすると、団体の中で、規約がある団体以外はだめであるとしてしまうと、国立市の教育委員会では承認してもらえないというところも出てきますので、このあたりの兼ね合いが、厳しくすればいいというものではなく、やはり教育委員会として事業の内容を深く理解して、その事業を行うことを後援するという事なので、なるべく広く認めるという方向でやっていただけたらいいと思います。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、次に給食センターに移ります。村山給食センター所長、お願いします。

○【村山給食センター所長】 それでは、給食センターにおけます平成23年度の主要施策の進捗状況についてご報告申し上げます。

給食センターにおきましては、食の安全・安心の確保、食育の推進、円滑な運営管理の3点を主要施策として挙げさせていただき、給食実施に努めているところでございます。

その中で、特に食の安全・安心の確保というところにおきまして、食品中の放射性物質の対応策ということで、現在進行中の主要事業につきまして、「さらなる安全で安心な給食の実施への取組」ということで、5点ほど掲げさせていただいております。

1点目が、「給食食材の産地等の確認」ということで、それぞれの実施している検査結果の情報収集に努め、さらに予定産地が把握できた際には、その結果を確認しているというところでございます。

2点目につきましては、「国立産の地場野菜の活用の推進」ということで、なるべく地場野菜を活用することで、ほかから購入する比率が下がるということですので、これらの取り組みを実施しております。

3点目は「調理段階での取組」ということで、洗浄、または加熱によりまして、その汚染の低減を期待できるということがありますので、調理の段階での3回の洗浄につきましては丁寧に行っているところでございます。

4点目が「放射性物質の測定」ということで、使用頻度が高い食材や、各自治体でのそれぞれ検査結果が過去の古いもの、少ないものなど、そういう部分を考慮いたしまして、7月から3品の食材についての放射性物質の検査を実施しております。

5点目につきましては、これら上段に掲げております、産地の確認や、放射性物質の測定の結果などを踏まえまして、さらに6月から産地の公表、放射性物質の検査などの情報提供に日々努めているところでございます。

2の下半期の留意事項につきましては、やはりまだまだこの食品中の放射性物質の対応策ということが長期にわたるものであると考えていますので、これらの取り組みを継続しつつ、引き続き安全で安心な給食実施に努めていきたいと考えております。

また、先ほどご報告申し上げましたけれども、東京都消費者行政活性化交付金に係るところで、放射性物資の検査機器の整備と、さらに検査機関に対する検査料の費用について、10月5日に本申請することになっております。今後この交付金が交付された場合につきましては、独自での放射性物質の測定、そして外部機関への発注を、現在3品ですが、さらに3品をふやしていくことが可能になってくると考えてございます。

最後に、今後の重点取り組み事項でございますが、主要施策に掲げてございます円滑な運営管理という点から、今後最重要な事項としては、やはり給食センターの改修ということが挙げられます。これまでも食中毒や、センター自体の大きな事故などもなく、給食を実施してきておりますけれども、第一が昭和43年、第二が昭和51年ということで、開所してからかなりの年数が経過している現状であります。やはり衛生管理や安全管理面での課題も有しているという状況にあります。また、平成23年度に、具体的には11月30日を工期と聞いていますが、耐震診断の結果が出てまいりますので、その結果を踏まえて、今後の施設のあり方について、当面は現位置での改修ということが主になると思いますが、それだけに限らず、ほかの場所にという考えも含めまして、幅広い選択肢で検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

では、私からお話いたします。

給食センターにおきましては、放射性物質の件に関して、今非常に力を入れていただいていると思います。関心が高いこともありますし、当然であるかとも思います。給食センターには、放射性物質の検査、それから情報収集、また放射性物質の検査機器の補助金申請等、ご努力いただいております。引き続きよろしく申し上げますということに加えて、本来の業務といたしますか、重点としての施策もありますので、そちらもぜひ進めていただきたいことをお願いしたいと思います。

2つお聞きしたいのですが、1つは食育に関してです。4月にいただいた施策の中で、食育の推進について、1つには「残菜の活用」とありました。残菜を調べることで食の大切さを知ったり、残菜を出さないように食べる工夫などの取り組みにもつなげたいということだったと思います。また、残菜の集計ということについては、ある一定の傾向が見られるので、子どもたちが喜ぶ給食の提供や、苦手な食材を克服するような給食も提供したいというお話をいただきました。その食育、「残菜の活用」ということに関して、今給食センターがどのように動いているのか、現状をお話いただければと思います。

それから、2つ目は確認なのですが、先ほど最重要事項として、「給食センター施設の改修が挙げられます」ということで、耐震診断の調査結果が出るというお話でした。結果が出るのはこれからということですが、現時点で何かわかっていることはあるのでしょうか、という2つについてお願いします。

村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 まず、1点目の食育の推進、特に残菜を活用した取り組みについてご質問いただきました。残菜につきましては、以前からご報告しておりますように、計量して、その動向を勘案してございます。

前にもご説明したかもしれませんが、実際は、本当の好き嫌いというところと、それが直接残菜につながるのかということは、学校側の行事や、時間配分。また気候的なことなどということも若干出

てまいります。そのことを差し引いて、ある程度、好き嫌い、得意不得意ということがありますので、今1つは献立の作成の段階で、まず、喜ばれる給食。そして、なかなか苦手でも克服できる給食を、献立の段階で少し勘案し、さらに毎月1回ですが、小学校につきましては「献立メモ」を送って、こういう給食を出しましたなどということ、今給食センターの中では取り入れている段階でございます。

今後、学校側との連携を、食育ということで深めていけたらということがあるのですが、正直なところ今はまだ、模索段階でございます。

2点目の耐震診断ですが、11月末に委託工期を迎えることから、11月末にはその結果が出てくると予想しています。現在、中間的な報告によりますと、給食センターにつきましては、一部が2階建てということで、建物は市役所のように高くございません。そういうことでは、建物自体の重さがないということもありまして、耐震診断に限って言えば、いい結果といいますか、耐震を満たしているという方向で結果が出るのではなかろうかと聞いているところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 中学校の「学校だより」だったでしょうか。いただいた資料に、「給食でお団子をいただいて、中秋の名月も見ることができた」という嬉しい記事がありました。行事食などいろいろご努力いただいてありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

では、次に公民館に移ります。石田公民館長、お願いします。

○【石田公民館長】 それでは、平成23年度、公民館の主要事務事業の中間報告をさせていただきます。

まず1といたしまして、公民館運営審議会運営事業でございます。運営審議会事業では、公民館事業の調査・審議を行い、現在、館長諮問「公民館図書室の管理・運営について」の答申を作成するために3つのワーキンググループによる協議を重ねているところです。おおむね11月ころには答申がまとまるように、今準備をしているところでございます。

続いて2点目の主催学習事業と会場提供事業でございます。社会教育法に基づいた講座や学習会を例年どおり行っているところでございます。昨年度、平成22年度から始まりました「美術のワークショップ」や「銅版画」など、2年目になりますけれども、引き続き、ことしも実施していく予定です。

それから、新たな講座といたしましては、「介護短歌」という2回の講座を始めました。NHKの「介護百人一首」というのを参考にしたところなのですけれども、今後到来するであろう超高齢化社会に対して、介護が避けられない状態である中で、参加者が短歌をつくることによりまして、介護生活を客観的、楽観的にとらえることができるのではないかと考えたところでございます。参加者は、介護されている方ということで限定されているので、少なかったのですが、7名ほどの参加をいただきました。また、講座に参加できないという方は作品のみを発表するという手法も取り入れていますので、時間にゆとりのない方も社会教育の講座にかかわることができて、喜んでいただいております。

そして、ことしの主催事業の大きな特徴としましては3月11日の東日本大震災を受けて、東京電力の計画停電の関係で、3月末に予定していた事業が9つほど中止になってしまいました。その後、新年度になり、改めて調整をさせていただきまして、中止となった5つの講座を5月から6月にかけて再実施したことが、ことしの大きな特徴の1つでございます。

さらに、今後の講座についても、震災の影響を受けて、主催講座も取り上げるテーマが趣が変わってきた様子が伺えます。平和人権憲法の講座の中では、9月に「第五福竜丸事件から学ぶ」と題しまして、詩人のアーサー・ビナートさん、それから大石又七さんという、ご高齢なのですが、元第五福竜丸の乗組員の方を訪ねまして、遠いところではありましたが、夢の島にあります第五福竜丸の展示館に、足を運んだ講座を企画したところでございます。

また、秋以降にも「核と原子力をめぐる戦後史」や、「原発報道とメディア報道のあり方」などの講座を、企画しているところであります。

先ほど中村委員がご発言されておりましたけれども、社会人、大人の方が知識を身につけることも必要であるということで、そういった講座なども計画させていただいております。

一方で、風評被害で、福島県産の食材が廃棄されてしまったといった問題もありますので、関連するテーマも公民館として取り上げていく予定でございます。

今後も皆さんの関心が高く、実生活で課題や問題となっているテーマを取り上げてまいりたいと考えております。

次に、3の広報発行事業では、これは「くにたち公民館だより」ですが、単なる情報紙にとらわれないように、1面から2面を工夫しまして、講座に参加された方の話、それから講演内容を要約した要約講演録を掲載しております。「公民館だより」そのものが市民の学びの素材として活用できるような紙面の工夫をしているところでございます。8月の公民館運営審議会の定例会におきましても、審議会の委員の方からは、実際に講座に参加していないのですが、「様子や趣旨がよくわかった」というようなご意見もいただいたところでございます。

それから、編集につきましては、職員、公運審選抜の編集委員、そして市民の編集委員の方々に集まっていただいて、月1回、紙面作成に携わるという定例的な研究委員会を設けております。

次に4の公民館の図書室運営です。従来どおり、人文科学、社会科学系の書籍を中心に、主催事業に関する書籍も利用者の目にとまりやすいように配架したところでございます。

また、こちらの図書室関連の「図書室月報」につきましては、毎月700部ほど発行していて、各公共施設に配付しているところなのですが、こちらは昨年10月の決算審査の指摘によりまして、ことしの5月分から外部業者でなく、職員による編集、庁内印刷へと変更いたしました。当初は不慣れだったのですが、従来どおりのレイアウトを保つことができ、ようやく慣れてきたところでございますので、紙面の充実を図ってまいりたいと思います。

最後に、5の公民館の施設維持管理事業でございます。公民館の建物も32年を経過しまして、あらこちらと少し傷みが出てきております。現在、給食センター同様、耐震診断を行ったところでございますので、その結果を待ちまして、今後対応すべきところは予算要求するというところで、限られた予算の中ではありますが、有効的な整備を引き続きさせていただきたいと考えております。

以上、雑駁ですが、中間報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 公民館の事業に関しては、国立市の生涯学習の核となって長い歴史を持っております。その中で、特に主催学習事業の中で、今年度は3.11後の状況に合わせて新しいテーマをつくって、放射能や核の問題、風評被害の問題といった講座を、市民に向けて開催できたことは大変よかったことであると思います。

さらには、これからの大きな問題として、介護という問題がありまして、それについてもいち早く目を向けて、今後も参加される方もふえてくる可能性があるのではないかと思います。

そして、昨年来、公民館事業の中で、公民館の位置が北にあるということで、南部にありますさまざまな施設を使って公民館事業ができないかという取り組みをしていらしたと思いますけれども、今年度はそのことに関しての計画ということがあればまた、もう既に実施されたかもしれませんが、南部での事業の可能性ということでご説明いただけたらと思います。

○【佐藤委員長】 では、石田公民館長。

○【石田公民館長】 公民館は国立市には1館しかありませんので、公民館に来られない地域の方にもということで、市内全域での展開が以前から懸案になってございました。おそらく、昨年度も報告していると思うのですが、現在、「地域史講座」ということで、南部地域を中心に、「学び歩き」というのを設けております。今回は、府中用水ということで、郷土文化館座学と府中用水フィールドワークを行ったところでございます。具体的に、北プラザや南プラザでという事業は、まだ検討していない状況ですが、今後も、市民協働推進課とも連携をとりながら、下半期になりますけれども、可能であれば実施したいと考えているところでございます。以上でございます。

○【米田委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 春に公民館長から、だれでも公民館事業に参加できる環境を整えていきたいというお話をいただきました。今のお話の中で、昨年引き続き「美術のワークショップ」を実施したり、また、介護されている方が短歌づくりに参加をしたりと、さまざまなジャンルに挑戦をいただいているということで、非常にうれしく思いました。引き続きよろしく願いいたします。

お待たせいたしました。では、最後に図書館の主要施策及び課題について、森永図書館長、お願いします。

○【森永図書館長】 それでは、平成23年度上半期図書館の主要施策及び課題についてご報告申し上げます。

主な事業といたしまして、6点挙げさせていただいております。

1点目は、図書館協議会の運営事業であります。第18期図書館協議会が平成22年11月に発足しております。今年度は5月、7月、9月と3回協議会を開催しております。今後、引き続き平成24年10月の報告と提言に向けて、協議会を継続開催していく予定であります。

2点目が、資料貸出閲覧事業でございます。こちらにつきましては、市民の幅広い読書要求に応えるための選書、蔵書構成に努めてまいりました。さらに特色のある地域資料の収集に注視し、進めてまいりました。この中で、調べ案内といたしまして、「パスファインダー」というものがありますが、先ほど公民館からもありましたけれども、3月の大震災、原子力発電の事故を踏まえまして、それらに関連する図書をリスト化しまして、A4で両面のリストを作成して配付しております。

3点目が、児童サービス事業でありまして、子ども読書活動推進計画に基づくさまざまな事業を継続展開しております。その中で(2)1歳6カ月児への読み聞かせであります。こちらは、保健センターで毎月第1、第3木曜日午後開催し、定着してきております。毎回20名ほどの親子の方々の参加を得ております。さらに0(ゼロ)歳から2歳児向けに中央図書館、あるいは東分室で「おひざにだっこでみるえほんよみ」という事業を実施しております。(3)のヤングアダルトコーナーですが、

中学生、高校生を中心とするティーンズ世代に力を入れているところであります。その中で中央図書館、北市民プラザ図書館、南市民プラザ分室、東分室にYAコーナーを設置いたしまして、読書案内の「YAペーパー」などを作成し、配付しております。

4点目が、しょうがいしゃサービス事業であります。こちらは音訳リクエスト資料のDAISY化を進めております。今までカセットテープで資料を作成しておりましたけれども、こちらのデジタル図書、DAISY化によりまして非常に読みやすくなったということで、ご好評をいただいております。さらに、昨年11月から試行的に行ってきました、図書館への来館が困難な方へ本を届ける宅配サービスです。こちらは4月から本格実施しております。実績としまして、宅配協力員の方が9名、利用者の方が7名という人数になっておりまして、図書館に来られない方にとっては、読書の機会がふえたということで、大変喜ばれております。

5点目が、ボランティア事業で、今まで8つのボランティア事業があります。こちらも引き続き継続実施しているところであります。

6点目が、企画広報事業であります。さまざまなお楽しみ会や工作教室、講演、講座の企画などを行っております。今後、案といたしまして、先ほどのYA世代を中心といたしましたYA講演会。こちら、実際に若い方々が実行委員になりまして、企画立案、広報、PR活動などを現在進めているところであります。講演会は10月29日に著名な作家の方をお呼びできるということで企画しております。

それから、11月には防災関連の講座ということで、こちらは視覚障害の方との利用者懇談会の中で、「防災講座をしてほし」ということから、消防署の方を招き、さらに市の防災課長にも出席してもらいまして、視覚障害者にとっての情報のあり方ということで、11月13日日曜日に講座を開く予定で準備を進めています。

続きまして、新規事業のほうですが、4つの事業を挙げさせていただいております。まず、中央図書館新型空調設備工事事業であります。こちらは、東京都との共同事業として行うもので、太陽熱を利用しまして、吸湿剤による除湿を柱とした空調ということで、日本でも初めての取り組みということで、注目を集めている空調システムであります。いよいよ10月、11月に本工事が始まります。現在、図書館の周囲に安全フェンスを設置いたしまして、きょうは現場事務所の設置というように、順調に進んできております。10月1日から11月30日まで2カ月間は、中央図書館が休館となりますので、市民の方にはご不便をおかけいたしますが、そちらにつきましては、市報でもお知らせいたしましたが、補完措置ということで、北市民プラザ図書館、南分室、東分室の開室日、開室時間をふやすということで対応をさせていただこうということで進めております。

それから、中央図書館、耐震診断委託事業と外壁調査委託事業です。こちら先ほどの給食センター、公民館と同じでありまして、今後の診断、判定結果を待ちまして、施設維持管理のほうに反映していきたいと考えております。

東分室の開館時間の延長です。こちらは4月から毎週金曜日、土曜日、午後の開室時間だったものを午前10時から午後5時までということで、1日を通しての開館時間を試行的に行っております。今後、10月、11月ではほかの曜日にも開室いたしますので、その利用状況を見て、本格的な時間延長ということで考えていきたいと思っております。

最後に、図書館図書の充実であります。こちらは国の地域活性化交付金、いわゆる「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用いたします。700万円の予算を活用いたしまして、主に南分室の書庫の公開に向けての準備に取り組んでいるところであります。こちら12月までに書架の整理、表示の整備な

どを行いまして、来年1月以降の公開に向けてということで考えております。

最後に、重点取り組み事項につきましては、特にございません。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

米田委員。

○【米田委員】 今年度、図書館はかなり新しい試みがたくさんあって、詳しく説明していただきました。「パスファインダー」というリストのアイデアというのは大変、市民の方が今、直接必要としていることなので、非常に対応が早くて本当にすばらしいと思います。

それから、障害者へのサービスということも、実際に利用されている方がいらっしゃって、喜ばれているということで、本当によかったと思います。

また、新規事業の中での新型空調設備ということですが、私もあまりイメージがわかりませんが、太陽光と除湿剤による除湿を柱とした空調システムという、どのようなシステムで、結果がどうなるのか、今から楽しみな気持ちがいたします。

そして、その間、中央図書館がお休みということで、東分室の開館時間の延長ということがありまして、それを少し前倒しにやっているということでございますけれども、実際に金・土の開館時間を午前10時にしたことで、かなり本を借りる方がふえていらっしゃるのか、その効果のほどを今の段階でお話しただけたらと思います。

最後に、特に重点項目はないということでございましたが、先ほど市議会の報告の中で、立川市の図書館との協定についての一般質問があったようですので、立川市の図書館との協定に関して、現在どのくらいの可能性があるのかということを含めてご説明いただけたらと思います。

○【佐藤委員長】 森永図書館長。

○【森永図書館長】 まず、東分室の開館時間を午前10時からということで延長したことの効果につきましてですが、金曜日と土曜日を開けております。今までは午前中の時間はありませんので、このことによりまして、お母さん方、あるいは年配の方がお見えになっているということと、土曜日の午前中につきましては、お勤めの方も来館されているという状況が実際にあります。

それから、立川市との図書館利用の協定につきましてですが、こちら数年来、協定の前段階の協議は行っているところであります。これまでの国分寺市、府中市の後、立川市と協定が結べていないということでもあります。館長レベルでの協議は毎年持っているところでありますが、昨年の段階で、立川市からの見解としては、当面の間は市民事業を優先したいという文書で、従来どおり図書館同士の図書の貸し出しの方針であるということの回答をいただいております。ただし、協議につきましては継続していくということを確認しておりますので、今年度もこちらからは、主に立川市境にいらっしゃいます国立市民の方からは、立川市の図書館を利用したいという要望が多いこと。逆に、立川市の市民の方からは、国立市の図書館を利用したいという要望がくにたち図書館に寄せられていますという申し入れをしているところであります。もう少し時間はかかると思いますが、協議を継続していくという中で、粘り強く協定に向けての申し入れはしていきたいと考えております。

○【米田委員】 どうもありがとうございました。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 3番、児童サービス事業の(2)、「中央図書館2階では、じゅうたんコーナーを

設置し、赤ちゃんコーナーとして充実を図りました」とあるのですが、「じゅうたんコーナー」というのはどのくらいの広さなのかについてまずお聞きしたいのですが、もう1つ話します。

じゅうたんを赤ちゃんのために敷くということですが、じゅうたんは非常にほこりやごみを吸着しやすいもので、赤ちゃんにとっては実はあまりよくないです。どのくらいの赤ちゃんを想定しているかわかりませんが、そこで、「おひざにだっこでみるえほんよみ」など、はいはいをするような赤ちゃんにとっては、じゅうたんは最悪の環境です。化繊のじゅうたんだった場合には、非常に細かいほこりが粒子になって、ほこりアレルギーになるなど、のどや呼吸器を痛めます。そして、じゅうたんの洗浄や掃除に、水や石けん以外の化学物質が含まれている洗剤を使った場合には、化学物質過敏症という心配も出てきます。何回か申し上げていますが、私は食物アレルギーの子を持つ親の会の事務局として活動していたことがあります。おそらく10年ぐらい前に、学校で空き教室が出始めたころ、図書室にする、遊べる場所にするということで、じゅうたんを敷くことが一時とてもはやりました。世田谷区ではかなりたくさん教室にじゅうたんを敷く計画があつて、私たちは本当に一生懸命、「アレルギーの子にとっては、じゅうたんほど迷惑なものはない」という運動をして、2校か3校に思いとどまってもらったことがあります。

ですから、どのようなじゅうたんであるかも問題ですが、この赤ちゃんコーナーに畳のほうがいいのです。あるいは、フローリングです。赤ちゃんだからじゅうたんがいいのではないかという親切心かもしれませんが、アレルギーの子にとっては非常に悪いということをごひ受けとめていただきたいと思っているので、質問しました。

○【佐藤委員長】 森永図書館長。

○【森永図書館長】 赤ちゃんの「じゅうたんコーナー」ということですが、じゅうたんとは表現いたしましたけれども、実際にはクッション性の30センチ角のものをつなぎ合わせて1面にするというもので、面積としては2畳敷きぐらいです。そこに、お母さんと赤ちゃんがずっといるということではなくて、お母さんがマットの上に座りまして、赤ちゃんと一緒に絵本を見るというようなことであります。先ほども申しましたが、じゅうたんといいたましても、毛足の長いじゅうたんではなくて、実際にはつなぎ合わせのできるクッション性の平面のものです。

では、名称は検討したいと思います。

○【中村委員】 少し安心しましたけれども、アレルギーの子を持つ親にとっては、「じゅうたんを敷いてしまうの」と心配になるということです。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 中央図書館の新型空調設備工事業業につきましては、工事に伴う休館予定のほか、どのようなものかということも市報に載せていただいていますか。

○【森永図書館長】 はい。9月5日号に載せてあります。

○【佐藤委員長】 中央図書館で本を借りたときにもチラシをいただきました。さまざまな形で周知に努めていただいていると思います。

また、立川市との図書館相互利用の協議をさらに進めていただければうれしいと思います。

それから、きょう「くにたちの図書館の業務報告」をいただきました。よくまとめていただいていると思います。その中の23ページに、平成22年度の指標の欄で、利用状況がわかる数値がいろいろとあります。そこで、提案なのですが、例えば昨年比、あるいは2、3年前と比べてどうなのかという

表記があれば、利用が進んでいる状況や改善の視点の目安になるのではと思いました。

- 【森永図書館長】 前年比ということでしょうか。
- 【佐藤委員長】 何か比較や変化がわかるようなものがあれば、貸出の冊数がふえたのは、こういう努力がよかったのではというようなとらえ方や課題がわりやすいのではないかと思いますので、ご意見として申し上げます。
- 【森永図書館長】 はい。
- 【佐藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。
- 【嵐山委員】 この23ページの指標というのはどういう意味ですか。
- 【森永図書館長】 図書の貸し出し冊数を、市民1人当たりになると、8.2冊であったことなどを割り出した数値です。
- 【嵐山委員】 では、昨年の現状の数値ということですね。
- 【森永図書館長】 はい。平成22年度の現状の数値です。
- 【佐藤委員長】 ほかに、図書館につきましてよろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 【佐藤委員長】 それでは、以上で「平成23年度教育委員会各課の事業計画の推進状況について」を終了します。



○議題(5) その他報告事項 3) 市教委名義使用について

- 【佐藤委員長】 続いて、その他報告事項3、市教委名義使用について。
小林生涯学習課長、お願いします。
- 【小林生涯学習課長】 それでは、後援等名義使用承認一覧をごらんください。平成23年度8月分の5件についてご説明させていただきます。
1番目は、東京都電動車いすサッカー協会主催の「第3回電動車椅子サッカー東京都大会」でございます。これは大会を通じて、東京都内における選手同士の交流を深めるとともに、電動車いすサッカーの魅力を再確認し、選手と競技スタッフの技術向上を図ることを目的としています。電動車いすサッカーはアメリカ及びカナダで1980年に誕生したスポーツで、日本では1982年、大阪において始められたとされています。選手の男女差はなく、1チーム4人で競技が行われます。今、フランスではワールドカップが行われている最中で、国内での最高速度は6キロとなっていますが、ワールドカップになると10キロ以下と決められているようです。選手からは、体感速度は自転車のようなスピード感だそうです。昨年度は6チーム。選手・関係者合わせて86名で運営をされたようです。1チーム4,000円の経費は、主に保険料やラインテーブル等に支出されています。
2番目は多摩川ロードレース実行委員会主催の「第49回三多摩スポーツ祭典'11『誰でも参加できる』秋季ランニング大会」でございます。文字どおりだれでも参加ができる大会で、2キロ、5キロ、10キロがあります。昨年度は523名の参加がありました。主な支出としては、メダル、ゼッケン、参加賞代、あと仮設トイレ、テントなどのレンタル代などとなっております。
3番目は、第22回国立ウォーキング実行委員会主催の、「第22回国立ウォーキング」でございます。国立文化スポーツ振興財団と国立市体育協会の共催事業で、参加者の健康の保持並びに向上を図ることを目的としております。こちらは8キロと13.2キロの2種目が行われます。参加者にはけんちん汁も振る舞われます。昨年は、参加者、スタッフ合わせて797名の参加がありました。こちらの主な支

出としては、テント、放送設備代、消耗品代、けんちん汁にかかる代金となっております。

4番目は、5年後10年後子どもたちが健やかに育つ会・くにたち主催の「鎌仲ひとみ×富田貴史トークライブ『子どもたちの未来を守ろう』」でございます。3月11日の原発事故による放射能汚染から子どもを守るために、不安や疑問を出し合い、特に内部被曝の影響について学び、安心して子どもを育てることができる未来を共有するというものです。一般1,000円、学生は無料ということで、ドリンクが1つつきます。主な支出としては、講師謝礼と場所代などとなっております。

最後の5番目は、「憲法とわたしたち・連続講座」実行委員会主催の「憲法とわたしたち連続講座その35」でございます。市民とともに憲法を学び合うことを目的としております。35回目の今回は、「憲法第19条思想及び良心の自由について」を学びます。経費の500円はすべて資料代となっております。今回は15名の方が出席した旨の報告をいただいております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご感想、ご意見などございましたら、お願いします。

中村委員。

○【中村委員】 車椅子サッカーやロードレース、国立ウォーキングということで、運動ですね。体を動かして、交流をして、そして健康増進という企画が今回、秋ということで多いと思いました。

1つ質問と1つ要望です。まず要望のほうから言います。この夏の初めごろに、発達障害などの困難を持っている人にとって、文章を読むときに、その内容の区切りで区切っていないと非常に読みにくいので、学校の現場でも工夫を始めたという記事を読みました。例えば、きょうの事業名で、「車椅子サッカー東」、ここで切ってしまうと、「東京都（ひがしきょうと）大会」かなと思ってしまうのですね。「第3回電動車椅子サッカー」、ここで改行して「東京都大会」というように書いていただけないかということです。ですから、これはどんどん字を送って行って、その字数のところで改行するのではなく、内容に従ってわかりやすいということを一工夫していただけたらありがたいと思います。同じく5番です。「憲法とわたしたち連続講座その35」ではなくて、「連続講座」、改行「その35」という形で、私は字の大きさを少し変えても、そのような形のわかりやすい表記というのをしてくださったほうがいいのではないかと思います。私もそういうことは考えていたのですが、新聞の記事で、発達障害の人にとっては非常に困難であるということを読んだので、そのところは市役所で作る文書として配慮いただけたらと思います。

もう1つ質問は、3番の「第22回国立ウォーキング」の大人500円、子ども200円ということですが、この大人と子どもの境はどこでしょうか。

○【佐藤委員長】 事務局でおわかりでしょうか。

小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 申しわけありません、今は資料がありません。

○【中村委員】 わかりました。大人と子どもの境というのはさまざまな考え方がありまして、つまり電車に子ども料金で乗れるのは小学校6年生だけども、いわゆる大人という、例えば高校生からしてみたりとか、中学生がどちらなのか、では、中学生がウォーキングしようと思ったら500円なのか、200円なのかという問題ですね。子どもの権利条約でいう「子ども」というのは18歳未満です。喫煙とかさまざまな問題で大人と子どもの境というのは社会的にいろいろ違います。ですから、ウォーキングしたい人が、「中学生ですか。では500円です」とか「200円です」とかいわれるのではないかと思います。そのところをはっきり書いていただいたほうがいいし、あるいは、受け取った事

務局のほうとしては、もちろん参加する人はきっとわかっていると思うので、少し質問していただけたらと思います。

○【佐藤委員長】 事後報告ということで雑駁紹介していただいています。国立ウォーキング実行委員会の広報、また募集に関しても、当然その記載があると思いますが、よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ご質問など、ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ、秘密会以外の審議案件はすべて終了しました。

ここで米田教育委員が9月30日で任期満了となり退任されますので、ごあいさつをいただきたいと思ひます。

米田委員、よろしくお願ひいたします。

○【米田委員】 それでは、一言ごあいさつさせていただきます。2007年10月に教育行政の一端を担う教育委員に就任いたしました。大変重い仕事だということを感じつつ、私も子どもが三小にお世話になっておりましたし、それから公民館の講座で大変勉強させていただきましたので、そういったことの恩返しというような気持ちもありまして、教育委員を務めさせていただきました。非常に大きな責務であるということで、この定例会のテーマ、一番私が最初に直面したのは、「指導要録の開示」という問題でした。これは、公開を求める保護者の方がいらして、それに対して審議会が公開を認めるという結論を出し、しかし、教育委員会としてどう考えるかということで、かなり長いことかかって議論をし、そして最終的には審議会の答申どおり要録の開示に踏み切ったということがございます。

さらに、教育委員会の仕事としては、小学校と中学校の教科書採択というのがございました。教育委員の権限と責任によってという非常にはっきりした目標がありますが、その中学校の教科書採択まで教育委員でいられたということは大変重要な仕事をさせていただいたと思ひています。

私は教員枠ということでございまして、個人的には市教委訪問でありますとか、実践教育研修会に参加させていただいて、先生たちが非常に協力的に授業力を高めていらっしゃる。さらに、子どもたちもそれに応えて非常に活発に授業を受けていると。そして、子どもたちもそれによってさまざまな成長を遂げている。そういう現場に居合わせたということが、大変印象的で幸せなことでございました。

さらに、私はほかのところで教員もやっておりますので、国立市の教育ということで、特別支援教育の考え方から、一人一人の子どもに対して非常に丁寧に個別な対応をするという気持ちで授業に臨むということがかなり徹底されていまして、私が授業をする上でも参考にさせていただいて、かなり個別対応ということはいつも意識して授業するようになりました。本当に教育委員会の市教委訪問によって学ばせていただいたことの1つでございます。

ところで、現在の教育委員会の最大の問題は、3.11以降、この原発、さらには地震、そういう災害といったことに対してどう子どもを育てていくかということでございます。例えば、放射性物質の測定など、給食の検体をとって測定する。さらには放射能測定器も、もしかしたら補助金で受けられるかもしれない。当面はそういう子どもを内部被曝させないということに、いかに全力で取り組むかというのが最大の課題であると思ひますし、事務局の方も最大限努力していただいていると思ひます。

しかし、長いスパンで考えますと、最終的にはこの放射能の被害、そういったことに対して子ども

たちが基本的にきちんとした知識を持つこと。自分で身を守る方法を覚えること。さらには、そのときによって冷静な判断ができること。そういったことも非常に大切で、そういう意味で言うと、教育が主導して、復興の一端を担うということが大切であると思います。

今さまざまな形で放射能の勉強ということをかかにも伝えるかということが問題ということでも動き出されていますが、かなり効果的にやっていただけたらと思います。

また、2008年から教育委員会の活動の点検・評価報告書を報告するということが始まりました。それだけ情報公開ということもありますし、また、責任も多いということでございまして、教育委員会の責務というのは非常に大きくなっていると思います。

そういうことで、教育委員を4年間務めさせていただきましたが、教育委員の皆様にはそれぞれのお立場から、深い、さまざまなお話を伺わせていただいて、私自身大変勉強させていただきました。そして、事務局の方にはとても丁寧に、誠実に対応していただいて、本当にお世話になりました。さらに、毎回傍聴してくださる方、国立市の教育に対して熱い思いと可能性を信じていつも足を運んでくださるということで、これからも国立市の教育を、傍聴という形で見守っていただけたらと思います。

最後に、私は国立市の教育、例えば、子どもたちは国立市で小学校、中学校の教育を受けて本当に幸せだった。そして、市民の方は、生涯教育が盛んな国立市に住んで本当によかった。そういうような思いを感じていただけるような教育委員会の方向性を持っていただいて、その実現のために一歩でも二歩でも前に進んでいただけたらありがたいと思います。

本当に皆様、大変お世話様になりました。また、大変いい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

(拍手)

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

○【米田委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 では、ここで次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。どのようになりますか。兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 次回、平成23年第10回の定例教育委員会でございますが、10月25日火曜日午後2時から、会場はこちらの教育委員室といたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の定例教育委員会は10月25日火曜日午後2時から。会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、遅くまでお疲れさまでございました。

午後5時57分閉会